

官報

号外 昭和二十九年四月二日

○第十九回 参議院會議録第二十八号

昭和二十九年四月二日(金曜日)午前十一時三十八分開議

議事日程 第二十八号

昭和二十九年四月二日

午前十時開議

第一 厚生年金保険法案(趣旨説明)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	寺本 廣作君
人事委員	湯山 勇君
大蔵委員	西川弥平治君
同	大谷 實雄君
厚生委員	竹中 勝男君
通商産業委員	西川甚五郎君
同	安井 謙君
労働委員	八木 幸吉君
予算委員	三輪 貞治君
同	石川 榮一君
懲罰委員	小林 孝平君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員	八木 幸吉君
------	--------

人事委員	竹中 勝男君
大蔵委員	西川甚五郎君
同	安井 謙君
厚生委員	湯山 勇君
通商産業委員	西川弥平治君
同	大谷 實雄君
労働委員	寺本 廣作君
予算委員	小林 孝平君
同	上原 正吉君
懲罰委員	三輪 貞治君

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

刑法の一部を改正する法律案	執行猶予者保護観察法案
刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律案	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する等の法律案	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
刑法の一部を改正する法律	執行猶予者保護観察法案
刑事訴訟法第九十四条に基く懲戒処分に関する法律	

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律案

○議長(河井彌八郎) これより本日の會議を開きます。

日程第一、厚生年金保険法案(趣旨説明)

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、内閣から、その趣旨説明を求めます。草葉厚生大臣。

〔國務大臣草葉隆雄君登壇、拍手〕
○國務大臣(草葉隆雄君) 今回提出いたしました厚生年金保険法案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

現行の厚生年金保険法は、終戦後の困難な国内経済の事情に対応して、寡婦年金、遺児年金等を新設いたしましたと共に、未だ支給期に到達していませんが、養老年金を年額千二百円程度まで圧縮し、それによつて保険料率を引下げ等の臨時應急的な措置を講じたままになつてゐるのであります。當時から、或る程度経済の安定した時には、その全面的な改正が予期されてい

たのであります。その後、我が国の経済は、急速に立ち直りを示しておりますと共に、他面労働者の生活保障のための社会保障制度の拡充整備は、ますますその必要の度を加へつつあるのであります。のみならず、本年から被保険者の一部に対し、養老年金の支給が開始されることと相成りました関係もあり、厚生年金保険法の改正は、この際、どうしてもいたさなければならぬ段階に立ち至つてゐるものと考えるのであります。

従ひまして、この際、厚生年金保険制度の全般に亘つて再検討を加へ、且つ、その将来に亘つての恒久的な財政計画を樹立いたしますことによつて、長期社会保険としての基礎を確立いたしましたと考えるのであります。

以下、その改正の要点を申し上げます。第一に、保険給付及び保険料の計算の基礎となる標準報酬につきましては、できるだけ被保険者の賃金の実態に合ふようにすると共に、労資の負担増を考慮して若干の引上げを行うことといたしました。

第二に、すべての年金給付が老齢年金の給付内容を中心として、均衡を保つような体系を考慮いたしました。

第三に、年金給付の額につきましては、定額に報酬比例額を加へたものと、更に被保険者によつて扶養されてゐた者の数によつて加給年金を支給し、生活の実態に副い得るようなものとしたのであります。

第四に、現行法におきましては、年額千二百円となつております老齢年金の額の最低を二万一千六百円とし、標準報酬の額に應じて更に増額するよういたしました。

第五に、障害給付については、障害の程度を合理的に区分すると共に、障害の程度の増進減退に應じて、給付額を増減し得るよう改めました。

第六に、現行の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金及び遺児年金を一つの総合的な体系に統一して、新しい遺族年金の制度を設けることとしたのであります。

第七に、脱退手当金の制度を合理化いたしました。

第八に、従来支給いたしておりました年金のうち、低額なものは一定額まで引上げるよう、特別の措置を講ずることといたしました。

第九に、抗内夫以外の被保険者について、国庫負担の割合を保険給付費の一分から一分五厘に引上げることとした。

第十に、労資の負担を勘案しつつ財政の均衡を将来に亘つて保つ得るよういたしました。また、保険料率を調整すると共に、少くとも五年ごとに再計算することとしたこと等でありま

なお、本法案に関連しまして、政府

といましては、船員保険法の一部を改正すると共に、厚生年金保険及び船員保険のそれらの被保険者期間を相互に通算して保険給付を行うこととするために、これらに関する法律案を本国会に提案して御審議を煩わす予定でございます。

以上、今回提出いたしました法律案の提案の理由並びに内容の概要を御説明申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 只今の趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。谷口弥三郎君。

〔谷口弥三郎君登壇、拍手〕

○谷口弥三郎君 私は自由党を代表いたしまして、只今議題になりました厚生年金保険法を改正する法律案につきまして、二、三の質疑を行いたいと存じます。

先に社会保障制度審議会におきましては、年金制度の準備改革に関する勧告をいたしまして、年金制度の改正を行う場合には、将来全国民を対象とする国民年金制度を確立するための礎石として、先ず現在の被用者に関する各種の年金制度を整備して一元的な制度とすること、次いで現在漏れておりますところの五人未満の事業者の被用者もこれに加え、又自営業者でも特に年金的保護を必要とするような人々をも

加えられるような制度に発展せしむべき希望を持つて申出ておられるのでございますが、今回の厚生年金保険法改正案を見ますと、現状を一步前進せしめようとする意図は認められますが、将来への発展に対し配慮が乏しいと非難しておるのでございます。併し私どもの見ます範囲におきましては、本改正案は全面的に保険給付の内容を改善しておりますと共に、長期社会保険としての基礎を確立するものでありますから、その点からいたしましては、社会保険の一進歩であると歓迎しておるのでございます。以下数点につきまして、諸方副総理並びに関係大臣の御所見をお願いしたいと存じます。

先ずその第一は、今回の改正によりまして、老齢年金の給付内容を中心といたしまして、体系の整備を図ると共に、標準報酬支給年金額の引上げを行い、年金給付額は、定額制度に報酬比例額を加えたものとしたし、扶養者数によつて加給年金を支給してあります。なお、障害給付につきましては、障害程度の合理的区分を行なつて、遺族年金とか寡婦年金、寡夫年金及び遺児年金を統一いたしまして、新らしい遺族年金制度を設けるなど、又脱退手当金制度を合理化することによつて、いろいろ統一が行われておること、は、先に申しましたように社会保険制度の統合という面から見て一歩前進であるとは思つておりますが、要す

るに本改正案は、いづれにしまして、当面の措置として行われた中間的改正にはかならないものと思つて、よつて政府におかれましては、公務員の恩給でありますとか、共済組合制度を含めた全被用者を対象として、総合的な年金制度、なお進んでは社会保険の面から申しますと、公私の被用者を問はず、各種年金制度は厚生年金保険法を基礎とすべきであります。例えば現行保険法が現に行なつておるうちに、すべての被保険者を厚生年金保険法の被保険者としたして、その上で必要に応じては、代行などの途を開くなど、根本的な改正を行う御意図があるや如何という点についてお伺いしたいのでございます。

第二には、社会保険は、その制度が極めて多種多様でありまして、末端におきましては、これが取扱に多大の不便を感じておるのでございますから、厚生年金保険法の改正を機として、健康保険でありますとか、船員保険とか、労災保険とか、共済組合保険であるとか、国民健康保険などを、できれば一元化する。若し一元化が不可能であるとすれば、国民健康保険とその他のすべての社会保険との二本建に、早急に統一改正するお考えはないか。

第三には、社会保障制度は、国民全体を対象として各種の事業に働く者のほか、その他すべての国民を被保険者に加へ、社会保険としての医療は、予防給付と療養給付の全般に亘りまして、又医療機関には、国立、公立、私立の病院、診療所、保健所などを加入せしめまして、老齢者、遺族及び貧病者、失業業者、業務災害者などに対し、それらの給付が計画されまして、なお公衆衛生におきましては、特に結核と癌の撲滅を目的として、なお福祉措置といたしましては、身体障害者、児童、老齢者及び住宅方面にも、これが適用を拡大すべきものであると存じますので、かかる事業の運営は、一元的に社会保障省とでも申しますような一省を設けて、本制度に対する全責任と権限を集中統合せしむる意思がございまして、よろしく、お尋ね申したいと存じます。

第四に、厚生年金保険の改正に当りまして、昭和二十九年年度の年金受給者は十五万五千人でありまして、その金額は三十五億七千万円でございます。又脱退手当金受給者は二十四万人に及んでおつて、その金額は二十一億六千万円、総計約五十七億四千万円でありまして、老齢年金額は、定額は一万八千円になつておまして、それに期間が一年ごとにつきまして、実期間の平均標準報酬月額額の百分の六が加算されておるのであります。極く最低の者にいたしましては、まあ一人で二万一千六百円だけしかもらわんでございませう。配偶者又は子供のいるときは、一人につきまして年額四千八百円の加給があります。障害年金は、六月以上被保険者であつた者が、在職中の傷病によりまして療養になつたときは、この療養の程度を一級、二級、三級に區別して、一級者は年額一万二千円の加給があります。二級の者は基本年金額のみで、三級はその百分の七十に相当する金額が支給されるというのであります。ところが、これらは共に余りにも低額であつて、生活保護法に比べますと、よほどの差額があるのでございませう。即ち生活保護法によりまして、男の一人世帯を構えた六十歳以上の者が一級地の甲地区に生活しておると、二万九千三百四十円という金が支給されておるのであります。これだけの金をこの厚生年金保険の被保険者がもらおうとしたら、十五、十五年勤続の平均標準報酬月額が一萬二千円の者が漸くその生活保護法の者に一致するようでございます。二十年勤続の者にあつては、報酬月額は一萬四、三十年勤続の者で報酬月額が五、生活保護法のものとはほぼ同じような状況になるのでございまして、誠にこの金額ではよほど生活が困難ではなからうかと存するのでございます。而も生活保護法の適用者には、傷病の場合には、そのほかに医療扶助が行われております。又本日のラジオ放送によりますと、昨日からは、ラジ

才放送の聴取料までが免除されておるというのでありますので、どうしても厚生年金保険受給者に対しては、少くとも最低の生活、この生活保護法の適用者の受けるぐらゐの程度に基本年金額を引上げてもらうことができないものでありましようか。これに対して特に厚生大臣に所信をお伺いしたいと存じます。

第五に、本制度の積立金は、現在七百八十九億に達しておりますが、而も二十八年度におきましては百九十二億、二十九年度には三百三十三億の増加が見込まれて、将来は二兆円に達するという見込の由であります。而も現在積立金だけに對する利率が五分五厘程度でありまして、二十八年度は四十一億、二十九年度は五十三億という巨額の利子が生まれておるのでございませう。なおそのほか一分程度の利額が、二十八年度においては約七億からの金額が一般会計に繰入れられておるといふことは如何なものでありましようか。元來この種の積立金は、労使双方の離出金にほかならないのでありますから、従つてその運用についても、民主的に管理運用しますと共に、その効率的運営によつて、その収益は労使に還元し得るよう措置すべきではありませうか。即ちかかる利息は全部被保険者の福祉施設に使用すべきではあるまいか。尤も二十七年におきましては十六億、二十八年度は二十五

億、二十九年度は三十五億の積立金を以ちまして、住宅建設のために各保険組合に融資しておるのでございませう。又一方東京及び大阪には、おの／＼八億以上の巨費を投じまして、我が国においては類例のないほどの最高級の病院を建設して、なお最近湯河原、玉造、登別、八幡などにもかかる病院を建設する由であります。我が国の国内情勢並びに経済事情から考慮いたしまして、かかる設備の華美な病院を建設するよりか、病院の普及しておらん地方に、普通程度の厚生病院を数多く建設しますと共に、特に医療の内容が、現在被用者に対しては不十分であつて、一般には社会保険は安いか悪かろうと言われておる現状でありますから、社会保険の医療給付は、今後進歩せる医学の技術を制限なしに行し得るよう改善すべきものであらうと存じております。

特に附言いたしたいことは、医療施設の普及しております場所に、かかる華美なる病院を建設することは、徒らに医療機関を混乱せしむるのみであるから、それらの点は十分考慮して頂きたいと思ひます。

なお、これと同時に完備せる住宅建設を行なつて、被用者の生活に潤いを持たせ、住宅の保健衛生に特別の注意を喚起する必要があると存じますが、以上に対しまして大蔵大臣並びに厚生

大臣の御所見を承わりたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○国務大臣(緒方竹虎君) 答えをいたします。

年金制度の統合につきましては、なお研究いたしたいのであります。が、公務員の恩給制度に關しては、人事院の勧告もありますので、このほど内閣に設置いたしました公務員制度調査会の調査審議を待つて検討するつもりであります。

それから現行の社会保険は種々雑多であるが、取扱に不便を感じておるので、これを一本化する考えはないかという御質疑でございませうが、社会保険の統合につきましては、政府としてできる限り社会保障制度審議会の勧告の趣旨に即ちよういたしたいと考へておるのであります。が、各種社会保険制度には、それ／＼の沿革があり、理由がありますので、直ちにこれらを統合することは制度の運営に混乱を生じせしめる虞れがあり、又官庁機構の上でも考えなければならぬ問題もありまうので、十分研究の上、その方向に進みたいと考へております。

爾余の御質疑に對しましては、所管大臣より御答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小笠原三九郎君) 厚生年金の積立金は、これは資金運用部資金

法に従ひまして、大蔵省の資金運用部に預託して運用しておることは御承知の通りでございませうが、厚生年金は労使双方の負担を中心としておるから、社会保障の見地からして、どうしてもこれが安全確実を旨としなければならぬことは当然でございませう。従いましてこれが管理運用については、当局としては最善を尽しておる次第であります。なお先ほど来でございませうが、その趣旨は尊重いたしておりますけれども、これはもと／＼私展しをしなければならぬという年金の性質もございませうので、何よりも安全確実ということを第一にしなければならぬことは御了承頂けると存じます。(拍手)

〔厚生大臣章葉國君登壇、拍手〕

○国務大臣(章葉國君) 各種の年金制度を統合し、或いは一元化、場合に於ては、医療関係その他二本建にしてでも、成るべく統制すべきものではないか。これは御尤もだと思ひます。殊に二十五年或いは二十八年度の社会保険制度審議会の勧告等の線も同様でありますし、現在これらの考え方でも今回の厚生年金保険法の全般的な改正に十分検討を下して参つたのであります。そういう線を一つ出しまして、さうして実際にこれらに行かれておる検査いたしましたとき、或いは恩給にいたしまして、或いは国家公務員の共済

組合の制度にいたしまして、又その他、失業、労災、それ／＼の保険制度にいたしまして、それ／＼の歴史と背景とを持つておりまして、ただ単に一つのやり方で、これを事務的に統制するといふことは、却つて事業を困難ならしめる場合も予想されますので、これらの統合を一つの目標にしながら、そこに行くように、各機関がそれぞれ準備体制を整えて進んで行くといふのが必要ではないか。従いまして船員保険法におきまして、今回その目標に副い得るよう改正いたし、又厚生年金にいたしまして、お話のありましたように、将来は長期年金の基本となる厚生年金としての改正の考へ方でしたのであります。この点は私ども、さういふ方向を以て今後には行くべきものだといふ考へ方で進んでおります。

次に、これらの一元化、或いはこれらを統合した社会保険、或いは社会保険という一つの省を設けて具体的に進んで行くべきものではないか。これらの点につきましても、只今申し上げましたように準備期間、或いはそれらに対する今までのいろいろ／＼な関係等を十分検討いたして進んで参らねばならないと存じておりますから、その方向で進んで参りたいと存じまして研究を進めておる次第であります。

なお次に、生活保護法との比較で相当低いじゃないか。せめて生活保護法

の額までは、老齢年金は引上げべきものではないか。これは生活保護法におきまして六十歳以上の男子をとつて考えますと、大体平均いたしまして二級地について考えますと、二級地が千五百八十円でございまして、一級地が六十歳以上、甲乙に分れておりまして、甲が千七百八十五円であり、乙が千六百八十円でございまして、今回改正いたしました点は、平均いたしまして基準額乙地方千五百円を中心に考え、更にこれに最低月三百円加算されますから、従つてお話しのように年額にいたしますと二万一千六百円、従来の月一千二百円が、年二万一千六百円に相成りますから、この点から考えますと、甲地よりも、大抵老齢年金を受け取る者は六十歳以上の者が大多数であります。その年齢制限等から考えますと、決して生活保護法より低くなつておらないと考へます。

次に、病院等の設備が、最近厚生年金病院等ができておりますが、それがむしろ華美であつて、病院の施設の多いところに集中しておる感があるのではないか。こういう御意見と拝承いたしました。実は現在厚生年金病院を建設いたしておりますのは、又いたしましたのは、東京と大阪、目下作りつつありますのが九州の八幡でございます。その他に北海道の登別、近くは湯河原、玉造、この三方所に整形外科を中心とした施設を持つておる

のでございますが、これらのいわゆる福祉施設は、一方におきましては、これらの勤労者に対しては、いわゆるサービス機関であり、福利施設でございます。従ひまして中心を整形外科その他内科等を一般に置きまして、被用者の、いわゆる利用者の最も多い所を中心にしてこれを作るということが、どうしても対象になつて来ると存じます。一般の医療機関の普及度から考えますと、或いは極く僻地の病院等のないところへ医療機関としては考える点も必要かと存じますが、厚生年金の病院施設といたしますと、これらを簡単に、そして最も時間をかけずに利用し得る度の多い所に中心を置いて来るというものは、どうしても、その方向をとつて来なければならぬ。従つて今申上げました成るべく利用者の多い所を先ず急いで作るということにいたしましたので、東京、大阪、八幡というところにいたした次第でございます。なお先ほどお話になりました資金の融資等について、今後十分住宅その他にいたすという点は、全く同感でございます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 常岡一郎君。
○常岡一郎君登壇、拍手。
○常岡一郎君 只今上程されました厚生年金保険法は、陸の上で働く人々の大部分が含まれておりまして、その数、現在すでに七百六十万に達してお

る保険でありますから、その家族まで合せて、その利害関係を受ける者は、国民の大半に及ぶものと考えます。非常に重大な内容を持つものであるから、従つてこの法案が全面的に改正されまして、幾多の困難があつたにもかかわらず、その内容は別といたしまして、当局の労を多とするものであります。併し労を謝しながらも、なおこの法案をめぐつて疑いのあります点につきまして政府に質さんとするものであります。

その第一点、この法案の作られました考え方の根拠はどこにあるか。第二点、この制度によつてできて参ります積立金の運用の面について。第三点、その内容に対する疑義について。以上三点についてお尋ねいたします。

第一点、この法案を作られました考へ方の根拠はどこにあるか。只今谷口議員からの質問に對しまして、はつきりしない点がありますので重ねてお尋ねをいたします。なぜこんなことをお尋ねするかと申しますならば、政府の社会保障の熱意が誠に疑わしいものが多々あるからであります。(その通りだと呼ぶ者あり)政府は、国家防衛の急に備へるために、自衛力の増強のために、物の面では国家財政の非常に苦しい中から巨億の金を投じ、心の面では、MSA協定と憲法との板挟みになつて、国民に得心させるために随分苦し

が、(拍手)国防の万全は、外からの敵に備へることを第一とすべきものではなない。むしろうちに備へなきを固めることこそ第一ではないかと考えます。(そのうだ)と呼ぶ者あり、拍手。これは人類興亡の歴史が雄弁に物語つておるのであります。車が動き出す前にレールを動かさないように地を固めなければならぬのが先決条件である。刃物が動く前に刃をシツカリすていなければならぬように、自衛力の増強が必要だということ痛切に感ずるときは、同時にその先決問題として、社会保障の完全なる成果が得られなければならぬというときであること

を忘れてはならぬと思ふのであります。立派な鎧を身につけても、内に傷があつたなら、傷の痛みが耐えかねて鎧は身を守るものにはならぬので、却つて身を倒す重荷ともなる場合が多いのであります。(拍手)この点を考へて参りますときに、本當の国防は、内に

傾みなき構えであることを思うとき、国民同士が、互いに物心一貫した結びを固めることが第一であり、更に安心して働ける社会の建設こそ賢明なる政府首脳の氣付かねばならぬ問題だと思ふのであります。(拍手)氣付いておればこそ、この法案を出したのだと言われるかも知れませんが、若しそうだといひますならば、この政府の社会保障の熱意のほどが若しあるならば、これは社会保障制度全般に亘つて、完全

に統一ある組織機構を作らなければならぬといふことが、先ず一番に考えられねばならぬと思ひます。(拍手)政府の熱意によつてこうした法案ができたといひましたも、それはばらばらであります。今まで作られたもので考えましても、社会保障制度に関する法案の中には、厚生年金法、国民健康保険法、失業保険法、健康保険法、労災保険法、船員保険法、日雇失業保険法、恩給法、国家公務員共済組合法、町村職員恩給組合法、そのほか遺族保護などを考えますときに、十指に余るものがありますのに、而もそれがばらばらで横の繋がりがないために、非常にその無駄に苦しんでおるのは国民であります。非常な冗費と無駄な人員を使つて、このまま放つておくならば、これは結局、政府の熱意によつてこうした社会保障の制度の法案が生れて来たと言ふよりも、むしろ人間の歴史の歩み行く方向から、時代の要求から生れて参りましたものであつたが、生れてみたら、日本という環境が誠に悪いために、精神分裂症のような社会保障の姿であると言わなければならぬと思ひます。(拍手)こういう点を考へるとき

に、一日も早くこの外の国防に向つて神経を使い苦勞するだけでなく、もつとこの社会保障の機構を整然たる統一の手を組むことが急務ではないかといふことにつきまして、もつと深い所信を承わりたいと存じます。

第三に、法の内容についての疑義を
お尋ねいたしますが、給付年齢の五十
五歳をやめて六十歳から給付する、延
長をいたしました理由はどこにある

見は、政府といたしましても全く同感であります。そういう考えから、十分ではありませんが、今回二十九年度の予算におきましても社会保障に関する

たした次第でございます。そういう意味から、社会保障制度の根幹をなします厚生年金を十分に活用し得るものものと考えて、国家財政の許す最大の方法

の将来性につきましても検討を加える意味におきまして、はつきり法律の上にも五年ごとに基礎を検討して行くという途を開いて、長期保険の本質に即

ゆる改悪という意味ではなく、将来の年金制度の充実を図るという意味において取計らつたのであります。但しその間に、五十五歳のかたが直ちに、い

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

〔常岡一郎君発言の許可を求む〕

〔常岡一郎君登壇〕

○常岡 一郎君 内容の点につきまして、二十年間の長きに亘る、その間に経済的の変動が非常にあるはずであるが、それに対してその五年間五年間の調整だけで、果して完全であるかということをお伺いいたしておりました。

第二に、大蔵大臣にお尋ねいたしますが、簡易保険の場合に、郵政省に廻

只今住宅に非常に苦しんでおります

表面を糊塗したに過ぎないような状態
であります。、こういう点をお尋ねし
たわけでありました。もつと、立派な

アパートができて、入ることができない気の毒な人々が、如何に今日の苦難時代に多いかということをよく洞察せられまして、この運用の面におきまして、直接厚生との関係するものにも、もっと深くこれを割く方法はないのかということを、そとういうお考えはないかということをお尋ねしたのでありますから、もう一温明快な御答弁をお願いいたします。(拍手)

〔國務大臣草葉隆圓君登壇〕

○國務大臣(章奏陸國君) 御質問の御
趣旨御尤もであります。私の先に申上
げた点が不十分であつたかとも存じま
するが、この經濟情勢の変動に伴いま
して、五年になつてこれを再検討する
というのではなく、少くとも五年目には
する。従つてその間に變動がありま

なお更に、住宅方面に大いに融資関

係を考へて、それらの点に、殊に第二種住宅方面において力を注ぐべきだといふ御意見御尤もであります。將來、そのように勢力をいたしたいと思ひます。

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇〕
○國務大臣（小笠原三九郎君） お答え
いたします。

将来の運用の面でもつと注意すべ

きではないか。特に住宅等社会保障の方面に割く考えはないか。こういうお話でございます。実は病院のごときも、これは今、いろいろ整沢だというお話がございましたが、これは、実にいろいろ、各方面の要望がありまして、それに基いてあいう病院ができたのでございますが、この住宅その他につきましては、これは今日

住宅不足は、私どもよく承知してお

りますので、今後ともでき得るだけこの方面に運用して参りたい。かように考えておる次第でございます。

「常岡」郎君発言の許可を求む」

〔常岡〕郎君登壇、拍手

○常岡一郎君 僅かな言葉でございます

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇〕

○国務大臣(小笠原三九郎君) 只今の
お話でございますが、実は、簡易保
険とは沿革等を異にしており、片方は

事務費等も全額国庫で出しておる性質

上、多少差もございますので、こういうことになつておるのでございまして、只今のところ、ああいつた長期に亘る、而もこれを何十年かあとに返さなければならんものは、申すまでもなく、これを確實なものに廻さなければならんことは当然のことでございます、私どもは、只今のやり方がよいと考へておる次第でございます。

なお、住宅についてのお話でござい

ましたが、直接住宅に出しましたのは、二十七年十億四、二十八年十億四であります、そのほかに地方の起債

で出しておるのが、二十八年度に六

十四億、又二十九年年度に七十三億と相成つており、更に病院につきましては、二十七年度に六億、二十八年度に

○議長（河井彌八君） 藤原道子君。

〔藤原道子君登壇〕

○藤原道子君 私は日本社会党を代表
いたしました、只今上程されました厚生
年金保険法案に対しまして、数点に
対しての御質問を申し上げますと存じま
す。

先ほど来自由党の谷口議員、緑風会
の常岡議員の御質問に対しまして、
私は心から賛同の意を表し、拍手を以
て御声援申し上げたわけでございます
が、（拍手）只今上程になりました本
法案は、当初勤労力の増強の国家的要
請に基きまして、当時審議ができて
、而もその委員といたしましては吉
田内閣総理大臣、緒方副総理らが委
員として参画され、種々審議されま
して、昭和十七年六月一日に発足し
た。だと私は記憶いたしております。
ところがこの当時には、一般労働者
の資格期間が二十年、坑内夫、女子労働者
は十五年、而も国庫負担は五分の一
という事で発足したのでございませ
う。いよくとなりますと、これが一割
に切下げられて来ておる。ここに問題
があると同時に、坑内夫につきまし

は特に特例期間がありましたために、すでに十一年七月で効力が発生し、昭和二十八年十一月から坑内夫約三千二百名が受給者となつておるのでございます。ところが標準報酬八千円の場合におきまして毎月百二十円納入しておりながら、年額千二百円、月額にいたしましては僅か百円というより余りにも馬鹿げた状態に放置されて参つておるのでございます。労働者の強い希望と社会の輿論に應へまして、私たちは厚生委員会におきましてしばしば本法の改正を迫つたのでございます。その都度政府は、他の制度と総合的な検討をして、抜本的な改正をしようと。かく言明して置きながら、何ら積極的な検討も加えられないで、応急措置でござまして、今日までその改正がなされなかつたという事は、政府の怠慢であり、又重大なる責任だと存じますので、先ずその点を追及いたすものでございませう。(拍手)

幾多の矛盾を内包いたしますところの本法はいよいよ改正せざるを得ない段階に相成りまして、これが社会保険制度審議会に諮問されたのでございませうが、その期間が余りにも短期間であり、なお且つ資料不足のために十分な検討ができないで非常に遺憾であるが、その結果労使、意見は対立のまま答申されたのでございます。一方又社会保険制度審議会におきましても、政府原案の修正を強く要する旨の答申

がなされたのでございます。然るに政府は若干申訳的な修正を加えられましてのみで、只今上程を見たのであります。その政府原案は、前言に背く誠意に不足極まるものでございませう。私は飢えたる人が清水を求めておるのに對しまして泥水を投げ与へるがごときものであると言わざるを得ないのでございませう。(拍手)従ひましてかかる措置に出ました、長い間研究する、検討して根本的な改正をすると言ひながら、このような不満足なものが上程されるに至りましたことについての、その責任を先ず總理初め各閣僚大臣に對して御質問を申上げたいと存じます。

そこで先ず第一に、社会保険制度に對して政府の根本的な理念を伺いたいと存じます。バスター大砲かというところを質問いたしましたときに、政府は口を揃えて、バスター大砲も必要である、決して大砲のためにバスターを食うやうなことはしないとはば言明されて来たのでございます。或いは又国家財政が云々というやうなことで、再次に亘ります社会保険制度審議会の勧告案に對しましても、今日なおこれが国会に上程さるを見る状態に置かれておりますが、この社会保険制度は今こそ直ちに総合的なものが確立されねばならないと、かように考えます。か、政府はこの法案の提出をいつ頃と予定されておるか。そして又社会保険制度の内容を如何なるものに總

合されんとしておるかを私はお伺いをいたしたいのでございます。と同時に、先ほど来谷口議員からもしばしば御質問がございましたように、各種社会保険との調整、又国民年金制度の確立等々に對して政府の御所信を伺いたいと存じます。

重ねて申上げるまでもなく、現在十に近い制度が各ばらばらになつておるのでございますが、これらからな漏れておりますところの五人未満の事業場に働く人、或いは一定の自営業者をも加へ総合的な年金制度を作り上げ、必ず生活ができるという方向に、私は一日も早く確立すべきものと存じます。が、こうすることによりまして経理をよくし、能率的な運営によりまして、事務費も節約ができる。以て国民の福祉増進を図らなければならぬのであります。が、これらに對しての御努力が何らかの法案には見出すことができない。これらについて、政府のその御所見を私はお伺いしたいのでございませう。

なる場合におきましても、生活保護法の扶助額を下廻つてはいけませんのでございませう。これに對する政府の御見解が伺いたい。今厚生大臣は、生活保護法を下廻つてはいないという御見解でございませうが、そのようなことは断じてござかしであつて、法案の内容を見るときに、明らかに生活保護法を下廻つておる点が多々あるのでございませう。これらに對する政府の御見解が伺いたい。

今や労働者は、政府のアメリカ一辺倒の政治の犠牲となりまして、急速な再軍備予算に苦しめられ、又その生活はあたかも餓えたる者が水を求めるやうな状態に追い込まれております。なおその苦しい生活の中から、苦しい汗のにじんだお金を儲金しておるんだということを絶対に頭におしまひになつて、御答弁が願ひたいのでございませう。

更に、本法の改正原案の内容につきまして、具体的にお伺いをいたしたい。先ず第一に標準報酬についてでございますが、健康保険は最低三千円から最高三万六千円、船員保険は四千円から三万六千円となつておるのでございませうが、厚生年金保険に限りまして、なぜに三千円から一万八千円という低額にしたのであるか、その根拠を伺いたいと存じます。第二点は、老齢年金でございませうが、一般男子が五十五歳、これを六十歳に引上げた。坑内夫を、五十歳のものを五十五歳に引上

げた。これは改正ではなくて改悪ではないでしようか。なぜにかかる年齢の引上げをしたのか。只今厚生大臣は、寿命が延びたからというやうなことを申されましたが、坑内夫や熟処理の特殊労働に従事しておる者は、労働寿命が非常に短いのでございませう。特に坑内夫につきましては肺という特殊な疾病があります。目下労働委員会におきましても独立立法を議員提案でなされておる状態でございますが、これが公職会における公述人の説明を聞きまして、入社後十数年にして死去する者もあるやうでございませう。仮に二十歳で入社した者があつたとしても、三十五、六歳にして死去することになるのでございませうが、これを五十五歳にしたその根拠は、何と言ひましても私には納得が行かないのでございませう。これらの法の改正に當りまして、その責任担当大臣であります労働大臣に御相談なさつたのかどうか。又労働大臣はかようなことで労働行政が、労働者の福祉が守れるとお考えになつておるのでございませうか、この点につきましても私はお伺いをいたさなければなりません。現在坑内夫は非常に疲れ、その肉体が消耗されまするが故に、一般労働者に転換しておる実情もあるものでございませう。従ひまして給与の面にいたしましても低下し、一般的に不利であり、六十歳では事実上極めて短期間しか給付が受け

られない。筋肉労働者は頭脳労働者と異なりまして、六十歳まで働くことは絶対にできないのでございます。各種の統計を見ても明らかなく、平均寿命と労働寿命とは絶対に一致しない。更に又先ほど谷口さんも触れられましたように、日本の停年制は或いは五十歳、五十五歳等でございますが、この年金の支給が六十歳と引上げられましたならば、五十歳で停年になりました者は十年間、五十五歳の人はその五年間の生活は何によつて得たならよろしいでございましょうか。これらに対する思いやりが余りにもないということとを私は指摘せざるを得ないのでございます。その労働生産性、労働能力、勤賃金はますます安くなる。これらについて、かような年齢の引上げは、私絶対に了承できないのでございます。又老齢年金の定額一万八千円は生活保護法と併せ考えてみましても、今の大臣の説明では納得ができない。社会保険審議会並びに社会保険制度審議会におきましても、被保険者側の強い要望も、せめて生活保護法の基準を下廻らないようにという切実な要望が繰返しながらおるのでございます。又報酬比例の加算は認めないが、定額二万四千円を若干引上げるとは、事業主の代表委員ですらも認めておるところでございます。今後社会保険統合の場合を考えてみましても、恩給法及び

国家公務員退職金、地方公務員、船員保険法との振り合いを考慮して改正しておかないと、保険財政である以上は、直ちに引上げる場合負担の面で非常に突き当ると思われまますが、政府はこれの際どのようにいたそうとされておるか、如何なる方法で調整がなされるのか、これを私は労働と厚相に併せお答えが願ひたいのでございます。

第三は扶養加算についてでございますが、子供の年齢が十六歳未満となつてゐるのでありますが、児童福祉法を初め、その他法律におきまして十八歳は一般通念であり、恩給法において十八歳未満となつておるのでございます。政府は何が故に本法に限つて十六歳未満と規定されたのか、これも又伺ひをいたさなければなりません。

第四といたしましては、障害年金についてでございますが、政府は今回の改正によりまして障害年金の等級を三段階にいたしまして、發疾の範囲を拡大したと称しておりますが、別表によりましてと發疾の等級が切下げられておる、実質的には改悪になつておるのでございます。現行一級の者が二級に、或いは二級の者が三級に切下げられ、労働力不能の發疾者までが三級に落されておる。而もこの發疾の基準の中に別表として出されておりますが、社会保険審議会にも諮つたことも聞いていないし、広く専門家の意見をも聴取したとも私は聞いていないの

でございます。如何なる理由で政府はかかる態度をとり、審議会をも無視して行われたのか、その理由を私は伺ひを申し上げます。

又障害年金の額は、老齢年金の相当額の百分の百四十となつておるのでございまして、これは八万四千までもらえる現行法よりも大幅な切下げでございます。この点も大きな改悪ではございませんか。厚生当局は既得権、期待権は尊重すると言明しておきながら、なぜこのようなことをしたのでございましょうか。恩給法による傷害、疾病との関連はどう考えるか。具体的にお伺ひをいたしたいと思ひます。障害年金は、一般老齢者よりも身体機能に障害を受けております理由で受給される年金故に、老齢年金受給者よりも増額給付されなければならないが、二級が老齢年金と同額となつておりますが、二級受給者と老齢年金受給者の振り合いはどのように考えておいでになるか。この点詳しく伺ひを申し上げます。

次に、内容の細部に亘つて二、三お伺ひしたいのでございまして、遺族年金の額を老齢年金の二分の一にいたしましたのが、老齢年金の額そのものが余りにも低額過ぎますことから問題であると思ひます。少くとも生活保護法との関連において遺族年金の五分の三程度が最低と考えられますが、政府は如何にお考えでございましょうか。その二は、保険料

率は現行通りとなつておりますが、任意加盟の場合、現行千分の二十六と承知しておりますが、その通りでよろしいでございましょうか。その三といったしまして、船員保険制度との調整についてでございますが、被保険者期間の通算は誠に結構でございますが、必要な調整ということで船員保険をレブル・ダウンしてはならないのでございまして。船員保険法改正に当つては、この点十分に審議はいたしますが、政府はどのような考えに基いて出したかを私は伺ひを申し上げます。

第三は、脱退金に對してでございますが、著しく改悪されてゐるのでございます。特に女子労働者の場合におきましては、結婚、分娩で退社するとき最低十五日以上五百十日間の掛金を年数によつて配当金として支給されてゐたのでございますが、本法におきましては、これが削除と相成りまして、掛金に三分の利子という結果になつておるのでございます。而も新法は、昭和二十九年四月一日以降の資格者よりこれが適用になる。従いまして、従来の有資格者は、旧法において僅か一日の差で、このような既得権が削除される。労働者におきましては本質的には何ら変わらないのに、このようなことをとられましたこと、ここでも又期待権、既得権が踏みじられておるといふことを指摘せざるを得ないのでございまして。而も今日女子の職場は次第に狭め

られております。優先的に整理の対象とされておるのでございます。それのみか、或るところでは二十五歳を女子の停年とし、或るところでは三十歳の停年制度をとつておるのでございます。かようなことを考えますとき、なおこの労働者の福祉法であり、保険法である本法からさえ、この既得権がむしろとられるといたしましたならば、婦人労働者は、将来如何に相成るでございましょうか。これらに對しまして、私は御答弁を要求するものでございます。

最後に、現在すでに八百億になんなんとする積立金のことでございまして。先ほど来、常關委員から再三御質問がございましたが、この点絶対に納得のできないところでございます。大蔵大臣に申し上げます。是非これは国民全体が知らんとしておるものでございまして、ただ木で鼻をくくつたような素気ない御答弁でなく、具体的になぜそうしなければならぬかということをしるしは、何かなければならぬのでございまして。(拍手)大臣から伺ひするまでもなく、長期計画による年金法であることは私も承知いたしております。ところが長期準備が必要であるからと言つて、ピーク時になりますと二兆に、なるという計画の下に出発されておるこの積立金を、僅かな国家補助をするからという名の下に、全部大蔵省に握られておるといふことは納得が参りま

せん。而もその中から僅かに労働者に
対しましては、住宅建設資金或いは病
院の建設資金として省の涙にも及ばな
い金額が出されておるだけで、その絶
対多数が、いわゆる資本家側、これに
流用されておる。而もその利子さえ国
家の一般会計に繰入れられておる。こ
んなばかげたことは私たちはどうして
も納得ができませんのでございます。若
しこういうことを強行されるならば、
この厚生年金不要論さえ起つて来るの
ではないでございましょうか。一生懸
命積立てた金が、それが資本家側に利
用され、国家が勝手にこれを処理し
て、そうして自分たちの受ける権利は
生活保護法を下廻る、こういうことで
は結局このような事が起つて来ること
は当然ではなからうかと思うのでござ
います。従いまして、この際は私はこの
積立金は、厚生省の所管にして、併せ
てこれの運営制度を十分に確立いたし
まして、その中には受益者代表を入れ
ることにしまして、誤まりなき運営
を期すべきだと思つてございます。

そうしてこの積立金は飽くまでも労働
者の福利厚生のために使うべき性質の
ものであるということを重ねて附言申
上げます。最近労働者の中におきまし
ては、積立金奪還闘争を展開するとい
うような声も起つつつあるやに聞くの
でございます。これ又今のような政府の
態度でございしますならば、こうしたこ
とも止むを得ないと言わざるを得ない

のではないでございましょうか。従い
まして、この際政府は、速かに国民の
納得の行く根本的な本法の改正をいた
しますと共に、一日も早く国民年金
制度の統合を図り、生活の不安困憊か
ら全国民を守り抜くことを強く／＼要
望いたすものでございます。

私は残余の時間を再質問といたしま
して留保いたします。政府の責任あ
る御答弁を要求するものでございま
す。(拍手)

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕
○国務大臣(緒方竹虎君) お答えをい
たします。

自由経済主義には、大きな長所があ
ります。同時にその発展に伴いま
して社会保障を必要とする面がいろ
ろ現われて参ります。それは先ほど御
指摘の通りであります。そこで政府と
いたしましては、社会保障審議会或い
は社会保障制度審議会というようなも
のを設けまして、この社会保障に關する
施設をできるだけ完全にして参りたい
という考えから、逐次施設を進めて参
つておるのであります。勿論まだ
十分というところまでは参つておりま
せん。併しそういう観点から、二十九年
度の予算におきまして、いわゆる均
衡予算の極めて乏しい財源の中から、で
きるだけの財源を或いは厚生年金制度
その他社会保障施設に注いだつもりで
ございます。今後現行諸制度の沿革又
は国民経済の状況等に鑑みまして、で

きるだけ早く、逐次総合拡充して参
りたい。そういう考えでおります。

(拍手)

〔国務大臣草壁隆圓君登壇、拍手〕

○国務大臣(草壁隆圓君) 第一点は、
社会保障或いは社会保障制度審議会
で、いろいろ検討されたその内容、
統合というものを、大体これを尊重し
ながら、いつ頃やるといふような見当
でやるかという意味であつたと存しま
す。これは先ほど来も申し上げましたよ
うに、社会保障制度審議会におきまし
ては、昭和二十五年並びに昨年の勧告
等によりまして、社会保障の定額制の
問題、統合の問題その他の問題につ
きまして勧告があつておりますから、従
つてこの勧告の線に沿ひながら今後は
努めてこれを実施いたしたい。但し現
在の情勢を眺み合せながら、その最も
適切なものから、或いは保険経済等を
勘案しながらやつて行くことが妥当で
ありますから、そういう点から、今
回の改正となり、又船員保険法にお
きまして、さような観点からなされた
のであります。船員保険法とこの厚
生年金保険法との関連におきまして
も、これは社会保障制度審議会自体も
そうでございします。社会保障審議
会自体もそうでございします。むし
ろ別々になることを止むを得ない措置
として認めて頂いております。私ども
はこれも一緒にやつて行きたいと存じ
ておりましたが、現在の段階では止む

を得ないだろうという前提の下に勧告
にもなり、又答申にも相成つておる次
第であります。

その他の点につきましては、先ほど
来申し上げた通りでございします。五人未
満までこれを伸ばして行くべきもので
はないか。更に進んでは国民全体に伸
ばして行くべきものではないか。私ど
も一つの方向といたしましては、さ
うに考えながら、厚生年金保険とい
うものを進めて参りたいと存じており
ます。ただこの五人未満の事業をいろ
いろ検討いたしますと、大体百三十
万方所くらいあるのじやないか、そう
してこれらに働いておられる労働者は
三百三十万人程度になつておるのでは
ないか、現在この社会保障厚生年金制
度におきまします事業所は二十二万、そ
うしてその人員は御承知のように七百
五十万人であります。事業所がうんと
殖えて、約六倍以上殖えて参りまし
て、而も人員が半分くらいに相成る。
従つて実態問題といたしましては、そ
の実態の把握が誠に困難であり、給手
の体系がまち／＼である。従つて保険
料の負担等についても、その負担によ
つて中小企業にどのような影響を与え
るかという点を慎重に扱つて行かな
いと、その影響が大きいと存じます。
この点は十分それらの点を検討しなが
ら把握のできるということが一つの中
心になつて来、同時に又事務的にもこ
れらを検討して進むべきものと考へて

おりますから、今回の改正には、こ
ういふ意味において入つておらない次
第であります。

次にILOの關係についての御意見
でございします。ILOの条約とは、今回
の改正は御意見のように下廻ると思
います。あそここの線までは行つておら
ないと存じます。併しILOの条約その
ものの内容が、なお十分な点があり
ますので、関係者と連絡しながらこれ
は検討いたしてゐる。全体といたしま
しては、今度の改正は、あの程度までは
行つていないということは事実であり
ます。次に生活保護法の関連は、先ほ
ど申し上げた通りであります。決してご
まかして申上げておるのではありませ
ん。殊に坑内夫の問題について幾々お
話がありまして御尤もであります。坑
内夫は五十五歳の十五カ年といたして
おります。一般のほうは六十歳の二十
カ年といたしておりますが、坑内夫
の場合におきましては、御意見にあり
ましたような事情を勘案いたしまし
て、五十五歳の十五カ年といたしてお
ります。

それから扶養加算の問題、殊にこの
十六歳といつても、これは恩給法に
おきましては二十歳、援護法におきま
しては十八歳、いろいろその年齢がま
ちまちであります。これは御指摘の通り
でございしますが、本法におきましては
従来十六歳といたしております労働
基準法の労働年齢という点から、この

厚生年金の建前が、そういう点にいたしておきますので、従来から十六歳ということにいたして扶養加給の年限を十六歳までといたしております。

障害年金の点につきまして今回はこれを更に検討し、十分、障害を受けたかたに広く今まで行かない点も、これを利益を受けるようにといつて三級に分けたのであります。その二級が労災年金と同じ線でありまして、一級は、その労災年金に準じて出して参ります。

ところで遺族年金は二分の一といふのは、現在ではむしろ少やて五分の三にすべきものではないか。これは遺族年金の問題、ほかの恩給法なり或いは援護法なり、その他のすべての問題、国家公務員なりいろいろ問題との点を考えて、将来の一つの、これらの年金制度の中心になりますと考える厚生年金の立場から考えまして、年金が大体普通の場合の考え方では、その報酬のとり方を標準報酬にするか、最終報酬にするかによつて、その年金制度が違つておりますので、その報酬の三分の一を一つの年金制度にし、その三分の一の二分の一が遺族年金になる。こういう大体の建前だろつと存じます。これは大体が、一つのそういう流れに來

ておると思ひます。従来とも、この厚生年金自体もそうでございまして、今回もその線におきましては二分の一ということにいたして参つたのであります。

任意加入の場合におきます料率が今までは千分の二十六であつたのを千分の三十に引上げたのではないか、これは負担が増したのではないかといふ点でございしますが、これはその通りでございます。実は任意加入といふものは、特別に設けておる制度でありまして、従つてこれは任意に加入いたしますのは、強制加入と違つて、そうして入らんでもよい人が入る場合におきましては、その保険料率が一般の強制加入よりも低いといふのは、これは全体としては逆であると考えます。少くともそれと同等或いはそれ以上の場合と思はれる点であらうといふ意味におきまして、千分の三十にこれを改正いたしましたのであります。

船員保険法との通算は、船員保険法の加入者と厚生年金の加入者とを今後通算し得る途を開きました。できまうならば、ほかの方面においても、今後こういう体系を努めてとつて参りたいと存じております。

最後に、脱退金について、女子の場合

合は従来より不利益ではないかといふ御意見がございましたが、実はこの脱退手当金そのものは、相当検討の余地がある制度だと存じております。これを最初諮問をいたしました場合には、むしろ厚生年金の本来の筋から言ふならば、脱退手当金といふのは、一種のサービスであつて本筋ではないといふ考えから検討を要するものではないか、こう考へておつたのであります。

併し日本の労働の特殊事情に鑑みまして、殊に女子におきましては、短期間の労働といふのが相当多数でありますので、女子に対します脱退手当金は、男子の場合とは五年でございするが、女子の場合は二年といたしたのでございます。さうな意味において、今回掛金に対する率の程度にはいたしました。これを更に残して女子の期間を男子の約半分にいたしました次第でございします。

なお最後に、この難疾病等については、専門家の意見等も十分聞いてやつたかといふ御意見でありましたが、これは十分専門家の意見を聞きまして分類等をいたした次第でございします。

(拍手)
〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小坂善太郎君) けい肺に開進いたしまして資格年齢の引上げが改悪ではないかといふ御質疑かと思ひますが、他の面におきまして相当の改善がなされておりますのであります。し、諸外国との先例もいろいろ検討いたしまして、保険経済の上からこの程度のことは妥当であらうかと考へております。

又御指摘のごとく養老年金の受給資格年齢を六十歳に引上げることにつきましては、本法の附則第九条に経過措置の規定がございしますので、御指摘のような懸念はないと存じます。

なお労働省といたしましては、労働衛生に關する施策の重点をけい肺対策に置きまして、昭和二十三年以来巡迴検診を実施して患者の早期発見に努めると共に、防塵マスクその他予防器具の施設の改善につきまして指導監督の強化をいたしておりますが、更に患者の治療に關しましては、秋田、栃木のけい肺病院の整備拡充に努めます。一方、昭和二十九年におきまして新たに労災医学研究所を新設いたしまして、この科学的な究明に努めて参ります。なお現在労働省におきまして、けい肺対策審議会を設置いたしましたして、けい肺対策の確立に

ついて諮問をいたしておりますので、この結論を待つて善処したいと考えておる次第であります。(拍手)
〔国務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小笠原三九郎君) なぜ資金運用部でこれを一元的にやつておるかといふようなお話でございします。が、実は御承知のごとくいろいろな資金の性質上何よりもこれは安全確実でなければなりませんのであります。この資金がどう使われておるかといふことは、御承知のごとくに、主として郵便貯金に入つておることは御承知の通りであります。而も実はこの郵便貯金は、率直に申上げておきますが、相当赤字になつて一般會計から補給をしなければならんやうになつておるやうな事情でありますけれども、而もこれを特に五分五厘といふ比較的高い利率で預つて、運用しておるやうな次第でございします。まあ私も、率直に言つてこれは一番いいやり方であると考えておる次第でございします。而もこういつたものについて更に病院とか住宅といふやうな方面にも出すべきではないかといふやうな御意見に對しましては、先ほども申上げましたやうに、病院、住宅等にも出してあります。

す。特に地方の起債による公営住宅或いは公営病院等にこれは及んでおりまして、この二十九年度でも、丁度住宅のほうに七十三億、病院に十五億向けておるといふような次第で今日のところ、この程度で行く以外にないと思はれておる次第でございます。(拍手)

〔藤原道子君発言の許可を求む〕

○議長(河井彌八君) 藤原道子君。

〔藤原道子君登壇、拍手〕

○藤原道子君 只今それ、御答弁がございましたが、なお、私に納得の行かない点についてお伺いしたいと思ひます。

只今大蔵大臣は、こういう方法が一番安全だということを申されたのでございしますが、政府は安全であるとか、ようにお考えもわかりませんが、我々としては、どうも安心ができません。(拍手)それが妥当とは思へない。従いましてこの際、押問答いたしてもいたし方ございませんので、この膨大な資金がどの方面に、それが幾ら何に、幾ら何に、という点、それから利率の点、この点を、この際明確にいたして欲しいと存じます。なお、先ほどの運用に当つては、受益者代表を、その運営委員会の中へ入れるような制度を作るお考えはないか、これが妥当

であると思ふかどうだと思ふねしませんでしたので、その点についての御答弁を伺いたい。いま一つは、お間違えではないでございませうか。郵便貯金が赤字であるというように言われたと思ひますが、この点いまだ一度お伺いしたいと思ひます。

それから厚生大臣にお伺いしたい。私も大臣に言われるまでもなく、坑内夫が十五年、十五年にされたといふことは、私も知つておるのです。けれども、従来は十一年六カ月であつたはずなんです。だからこれも改悪ではなからうか。十五年間働いたら、すでに労働者の寿命は尽きるのであります。これらについて改悪されたその理由、これを私はお伺いしておる。

それからどの大臣も、いづれ研究いたしまして努めて早く、こういう御答弁ばかりしておる。ところが本法がすでに施行されて以来、研究いたしません、研究いたしますで、今日まで来たんです。(笑聲)私が参議院の厚生委員になつて以来、毎年この問題が問題になつてゐる。だからいつまで研究したら、抜本的な改正ができるのかを私は伺いたい。(拍手)それから外国の例を申されるのでございますが、外国の国民生活と日本の国民生活は違ふので

す。だから労働年限、成るほど寿命は延びて来たか知らないけれども、低劣なる生活環境における、而も過激な労働をしてゐる日本の労働者は、労働寿命が短いのであります。だからこれに對して、これは外国の法律を作つてゐるのではなくして、日本の法律を作つてゐるのだといふことをお考え願ひたい。いま一つ、都合のよいときには、他の法律と併せて考へておると言ひ、都合が悪くなれば別に考へておると、これ、誠に器用な御答弁だと存じておりますが、(笑聲)私はその点は不満足であります。成るほど子供の年齢の問題でございしますが、本法は十六歳であつた。これは前の話なんです。その後児童福祉法ができました以来、ほかのほうにおきましては、全部十八歳となつて、ひがむのではないけれども、労働者の子供は十六でいいんだ。こういうふうにお考へておられるのは資本家的な考へ方だと私には考へられるのでございしますが、これらについてお考へを願ひたい。

それから他の法律と調整すると言つて、他の法律の低いほうへ持つて来られては困るのでございしますから、この点の大臣の御説明を私はお伺いしたい。それから女は云々といひましたが、婦人労働者は、ただ結婚や何かで退職するなんというだけではないのでございします。今日優先的に整理の対象になつておる。いつも女が隅に追いやられて、首切るときだけが優先的なんです。(拍手)従いましてこれらの場合に職の保障をも併せて考へなければ、本當に親切なやり方ではない。それから女子の退還手当金というものはサビビスであつたと。サビビスがあつて、結構の金を勝手に使つておる。このくらのサビビスは当り前だと思ふ。そうして法律におきましては既得権並びに期待権は尊重するところ。従いましてこの既得権が侵される点についての御質問をいたしておるのでございします。以上、御答弁をお願いいたします。(拍手)

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小笠原三九郎君) お答えいたします。

最初に、受益者代表の問題であります。これは資金運用部審議会に、厚生省関係の代表者とか或いは民間の識見者等が入つておられますが、今藤原さんの言われる、直接の受益者代表という意味でございしますれば、これは更に考へることにいたしたいと思ひます。

それから郵便貯金の赤字の問題でございしますが、これは支払利子は成るほど三分七厘五毛でありますけれども、事務費等を要するので、相当大きな赤字になつておるのであります。そこで止むを得ず暫定措置として、或いは特別利率とか剰余金の繰入等を行なつておることは、予算書で御覧の通りであります。更にこまかな中身を言へば、又適當な機会に資料をお配りしますが、例えば国債に向けておるものが、長期国債三百二十二億であるとか、或いは短期国債三百七十三億、或いは政府関係機関貸付金、これは千四百三十一億、或いは地方公共団体貸付金二千九百二十六億、こういうような工合に相成つておるのであります。あ

とこまかいことはいずれ、こまかい数字をここで読み上げておつても何ですから、あとから資料として差上げることにいたします。(受益者代表を入れることに考慮して下さい)と呼ぶ者あり、拍手)〔國務大臣草葉隆圓君登壇、拍手〕○國務大臣(草葉隆圓君) 坑内夫の問題は、従来は十五カ年間継続しておる間に、十二年間勤めておつた場合には、十二年でいゝゆる年金、養老年金

をつける。で、十一年六カ月というのは戦時特例で、戦争中特別にいたしましたのであります。その点を御指摘になつたと思います。これらを案は今度はそういう特例をやめまして、そうして、併し一般より五カ年低くし、特別にあれこれの点を考慮して、坑内夫については、国庫負担は、一般は二割五分だけれども、坑内夫は二割、年限は、一般は二十年だけれども、坑内夫は十五年、こういうふうにいたしました点は、特別に坑内夫の特殊性に鑑みましていたした次第でございます。

〔それは従来からあつたんです、従来より悪くなつたんですよ〕と呼ぶ者あり。それから先に申し上げましたように従来は十五年を今度は二十年にいたし、すべての点をそういうふうに変更いたしましたので、その改正の全体と脱み合わせましていたしたのであります。それから研究々々と言つておるが、研究で終るんじゃないかと仰せになつたのは、多分先に申し上げました五人以内の事業所についての問題が多くだつたと思ひます。あとは今回は思い切つて改正をいたしております。改正と申しまして、全文改正に相成つております。従ひまして今度の厚生年金保険法案は、全体の保険経済と保険給

付の内容等を全般的に検討いたしました改正でありますので、この点は御了承頂けると存じます。

重ねて十六歳に対する御質問でありましたが、これは先ほど申し上げましたように、厚生年金保険の性格に鑑みまして、労働基準法等の関係を考慮して、この点は従来の年齢をとつて参つております。女子に對しましては、今回は従来の年限を更に検討をして、二年ということにいたしましたものであります。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小坂善太郎君) 私を指名しての再質問はなかつたかと存じます。が、議長のお話でございますから……恐らく、けい肺問題につきまして、けい肺対策審議会の研究といったことに関連してか存じます。これは労使公益三者構成になつておりまして、非常熱心に審議をしておるのであります。ただ、このけい肺問題につきましては、各国において、これはこういうことが原因で、こうすれば治療ができるといふ完備な研究もないようでありますので、非常に問題はむずかしいわけでございますが、先ほど申し上げましたように、新たに労災医学研究所を

作りまして、我が国の権威にかけても根本的な研究をいたしたい。かように考えておる次第でございます。(拍手)

○藤原道子君 なお、納得できない点がございまして、委員会に譲りまして、私の質問はこれで終了します。

○議長(河井菊八君) 堂森芳夫君。

〔堂森芳夫君登壇、拍手〕

○堂森芳夫君 私は、厚生年金制の実施、即ち、すべての国民の老後の生活は最終的には国の財政的責任において守るべきであるという立論の立場に立ちまして、只今、提案されました厚生年金保険法に對しまして、すでに同僚議員が触れられました点を避けて、最も重要な点につき、二、三点、政府に質問をいたさんとするものであります。

吉田首相は、国民に對しまして耐乏の生活を説いておるのであります。が、耐乏の生活を国民に強要しながら、今日国民の血税を、あたかも甘きに集う蟻のごとく、未曾有の疑獄事件、汚職によつて、厚顔にも食い荒らして来た事實は、今や国民の視聽の頂点となり、盛り上る不信と憤りとなつてゐるのであります。このことは暫らくおくといたしまして、少くとも国民に對しまして耐乏生活を説かんとする政府

は、その政策の隅々にまで、国民をして犠牲の負担を均衡ならしめるような政策を用意することは当然であります。而してこの犠牲負担の均衡を政府の責任において実施せんとする政策こそ、すべての社会保障制度の根本原則と申さなければならぬと思ふのであります。然るに政府が只今提案いたしました本法案を見ますと、政府は依然としてこの犠牲負担の均衡などという大原則を放棄し、ただ、極めて技術的、局所的な改正によりまして、当面の事態を糊塗し、その重要な機会を把握するに至らなかつたことは、政府と、特に厚生省の官僚的封建的な大思想、御殿女中の不決断とによるものであります。非常に重大な政治的責任として私は追及したいのであります。我が国の社会保障制度の体系について見ますならば、最も不統一にして封建的、官僚的セクシヨナリズムを露骨に示すものが現行の年金制度であることは、国の輿論のみならず、曾つて國際的な調査団によつて端的に指摘され、批判せられたところでございます。

そこで、先ず私は、副首相にお尋ねいたしますが、すでに同僚議員がいろいろ質問されましたけれども、私は理解することができませんでしたので、重ねて質問いたすものでございませう。社会保障制度審議会は、二十五年の第一次勧告において、日本の社会保障制度の体系が極めて複雑多岐であつて、ばら／＼であることを指摘し、特に年金制が非常にばら／＼で不統一であることを指摘して、早くこれを整備すべきであるという勧告をいたしました。然るに政府は、今日まで何ら熱意を示していないのであります。又、昨年の十二月におきまして、再び社会保障制度審議会は、特に年金制度の統一整備について詳しく勧告をいたしておるのでございます。然るに政府は、やはり今度の厚生年金保険制度の改正をなすに當りまして、このような勧告を無視しておるのであります。一体、政府は、社会保障制度審議会が与えられた厚生年金に対する勧告を如何ように考えておられるのであります。その点を伺つておきたいのでございませう。今までのような、通り一遍の文章をお説みになるのではなくして、諸方副総理が、一つ、とつくりと御答弁願いたいと思ひます。

又、私は考えますのに、今日こそ日本の複雑な年金制度を根本的に改正する絶好のチャンスと思ふのであります。

す。と申しますのは、日本の国の恩給制度は、古い明治時代の事大恩恵的な産物として今日まで育つております。然るに人事院は、昨年の十一月、国家公務員の退職年金に関する勧告を国会及び政府に発してあります。そしてこの古くさいところの、古くなつた恩給制度、而も公務員と雇用員との間には大きな待遇の差もあり、差別待遇をやつてゐる、この恩給制度を根本的に改正すべきであるという勧告をいたしております。

〔議長退席、副議長着席〕

又、厚生年金保険法は、昭和十六年に制定されたものでございますが、すでにその後、日本の国は、戦争、敗戦、インフレーション、さういふような重大な日本の情勢の変化によりまして、すでに死文となつておるのであります。而も本年の一月から老齢年金を支給すべき資格者が数千名出ているのであります。いわば日本の年金制度の、この複雑多岐な、而も世界的にも珍らしいような古くさい年金制度を、根本的に改革すべき絶好のチャンスでございます。若しこの機会に、今日政府が出しましたような局所的な部分的な改正に終るような法案を提出いたしまして、根本的な改正を行わない

ならば、恐らく日本の国の年金制度の統一というところは、永遠の彼方に不可能になるような事態に陥る危険がある。私は思うのでございます。従つて政府に向つて、特に厚生大臣に向いまして、何が故に、さうした絶好のチャンスであるにかかわらず、このような局所的な、部分的な、技術的な改正に終つたかということをお尋ねしたいのであります。

草薙厚生大臣は、大臣に新任されたときに、決して言葉尻を捉えるのではございせんが、新聞記者会見において、「私が厚生大臣になりましたので、日本の社会保障を実施する」と、さう高言しておられるのであります。その意気たるや仕たるものがございするが、併し今度の改正案を見ますと、このように全く日本の年金制度を統一して行こうという熱意を示さないような改正案を出したところを見ると、あなたの理念も全く事大的なものでないかと私は考えるのであります。而も先刻これは藤原議員の質問に答えて、あなたは女子の脱退手当金について、サービスというお言葉をお使いになりました。言語道断であります。女子の労働者が脱退手当金を受取ることは当然の権利でありま

す。これをサービスなどという言葉を不用意にお使いになること自体があなた的事大思想を暴露するものであります。(拍手)よろしくお取消し願ひたいと思ふのであります。

次に、私は日本の恩給制度と厚生年金とを比較いたしました。いろいろ質問を試みてみたいと思ふのであります。現行の恩給制度と厚生年金保険法とを比較いたしますと、国庫負担分は、恩給においては殆んど全部を国庫が負担しております。然るに厚生年金においては、改正案を以ていたしましても一割五分から二割でございます。国民の血税がさういふに官に厚く民に薄いこと自体が民主主義の名に恥じるものと言ふべきであります。而も恩給の支給額は、物価の値上に伴ひましてすでに引上げられて、昭和二十七年の普通恩給平均額は五万余円となつております。然るに厚生年金法は、今回引上げられたといひまして、その半分くらいであらうと思ふのであります。而も恩給では、物価の上昇に対するスライド分はすべてこれを国庫から支弁しております。然るに厚生年金では殆んどが労働者の拠出金といたして賄つておるのでございまして、これも即ち、インフレの犠牲を、

官には厚く民には薄く、さういふふう官に官尊民卑の事に事大思想が露骨に現われておると私は断ずるのであります。その支給資格にいたしましても、恩給は十七年、厚生年金は二十年、その支給開始年齢にしましても、恩給は四十歳、厚生年金は五十五歳、改正法では五十年延長せんとしておるのであります。又年金の支給額にいたしましても、恩給はその最終の給付の額を基準としてゐる。ところが厚生年金は標準報酬の平均月額を基準としてゐるものであります。このように我が国の年金制度は、明治時代の露骨なる官尊民卑の封建性をそのまま残しておる現行法の存在に顧みましても、将来において全国民の老後の生活保障を約束せんとする立場から根本的改革を是非とも必要としておるのであります。

先刻同僚議員からも触れられましたから、これは申し上げませんが、何が故に五人未満の事業所に働いておる労働者を強制加入に仕なかつたかといふことのその根拠を私は説明して頂きたいのであります。勿論一応の御説明はございしました。併しこの説明を聞いておりますと、全く事務的の点が特に強調されておるのでございますが、併し全国の事業所の五人未満といふものは全事業所の八割を占めておるのであります。而も労働者の数を計算しますと、全労働者の三割を占めておるのであります。これらの人たちは、一生生涯安んずる年金で働きましても、老齢年金も傷害年金も受ける資格はないのであります。成るほどこれらの工場は、それ自体極めて不安定であります。又職場移動の頻度も極めて高いのであります。併しながらこのよう不安定な職場において低賃金に悩む労働者とその家族の扶養に任ずることこそが年金制度の眼目であり、これをただ技術的にむずかしい、さういふ理由を以て除外せんとするのは、全くこれは厚生省当局或いは政府の私は愚慢と言わざるを得ないのであります。よろしくすべての労働者を本制度に包含して、彼らの老後の生活を守るべきと思ふが、これらの五人未満の人々を強制加入に仕なかつた根拠といふものを明確にお示し願ひたいのであります。

次に本改正案によりまして、年金については一部を定額制としたしております。さうしてその額を年間一万八千円、即ち月額千五百円に抑へてゐるのであります。この点もすでに同僚議員が触れられましたので、詳しいことは申しませんが、ただこの支給の年金の

額に定額制を採用したという事は、これは一つの進歩でございます。併しながらこの一万八千円というものは、先刻も藤原議員が触れましたように、生活保護法の扶助額全国平均千五百円、二千円とはほぼ同額と断定できるのであります。又昨年三月において成年男子一カ月の全国平均生計費を人事院は五千四百円と算定しているのであります。このような僅かな月額千五百円というところの定額をきめた根拠をお示し願いたいのであります。

更に私は、年金の積立金につきまして、重複を避けまして、大蔵大臣に伺いたします。資金運用部は五分五厘の利息でこの積立金をあずかつておりますが、資金運用部においての利廻りは五分七厘となつていたのであります。而も労働者が積立てた金を、労働者のための住宅などを建てるための、労働者福祉のために使う金は六分五厘となつていたのであります。そうすると政府は、労働者が積出したお金についていけば利鞘を稼ぎ取るのでござい

ますが、この金を政府は労働者のために還元しなければならんと思うのであります。(拍手)従つて又この積立金の、労働者の福祉のために使つているお金でございますが、年々貸している

のは三十億、二十億というふうな、積立金八百億、一千億の利息にも当らんとするの微々たる額を労働者に還元し、而も利鞘を稼いで、その他の大部分は一体どこへ使つていられるのであるか。この点もお伺いしたいのであります。而も重ねて前議員、前々議員の質問とダブリますけれども、この積立金は、是非とも特殊法人とでも申しますか、労働者或いはその他各方面の人たちを加えまして、特殊法人とする意思がないかどうかという事を大蔵大臣及び厚生大臣にお伺いしたいと思つてござい

ます。次に現行の年金制度の統合に関しまして、政府の所信を質したいのであります。我が国における年金制度は極めて複雑多岐であることは、御承知の通りであります。そしてそれらが依然として既得の特権を主張し、官庁の割拠主義と官尊民卑の封建性をそのままに暴露しておることはすでに述べた通りであります。昨年十一月、人事院勧告を以ちまして、国家公務員の退職年金法の制定を求め、公務員たる限り、雇

用者をも含めて一般の退職年金制度を立法化すべきことを明らかにいたしました。そして、そうして地方の公務員、公共企業体、公共団体の職員をも、団体として加入することを勧告しておるのであります。然るに極く最近になりまして、これは地方自治庁長官にお尋ねするものであります。市町村職員共済組合法なるところの法律を社会保障制度審議会に諮問を発しておるのであります。ただでさえ我が国の年金法は極めて複雑多岐である。世界的輿論においても、これを統一すべきであるということ

を国際的調査団も指摘しておるのであります。然るにあなたは、今日この複雑な年金法を更に複雑化するため、市町村職員というところの、一つの地方公務員に対して特別な共済組合法を作ろうとしておる。これは私は勿論現在全国的に各市町村の雇用員が何らの健康保険制度、或いは年金制度を持たないことは大きな欠陥である、これは認めざるを得ないけれども、それらの人を何故に複雑化するような、年金制度自体を複雑化するような法案をわざわざあなたがお出しになろうとおるのであるか。この点私はつきりと御答弁を願いたいのであります。この際政府は、このばらばらな現行制度に對しまして、政府の諸君がこの年金制度の統一のために、是非とも努力をして頂きたいということ希望するものであります。

最後に、労働大臣、厚生大臣にお尋ねいたしますが、ILOの社会保障制度の最低基準に対する条約を、あなたがたは国会に批准を求める意思があるかないかということをお承知したいのであります。若し批准を求めることを承わりたいのであれば、いつ頃これを批准を求めるつもりであるかということをお承知したいのであります。更にこのたびの厚生年金保険法の改正によつて、国際的な社会保障の最低基準に達していると思われるのであるかどうかという点も併せて答弁願いたいのであります。

更にもう一つ労働大臣に伺います。が、一体未熟練労働者の標準賃金というものは、日本で一体どれくらいと考へておられるのであるかどうか。これは厚生年金に關する国際的な基準と関連しまして極めて重大な問題でありますので、この本会議の席上で、あなたの御答弁を願いたいと思つてあります。以上を以ちまして、私は質問を終ります。詳細については、委員会において質疑を行いたいと思つてあります。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕
○國務大臣(緒方竹虎君) 現行の社会保障の統合整備は、我が国社会保障制度の発展のために最も重大な問題であると考えております。政府におきましては、社会保障制度審議会の勧告に基づき、この問題について目下鋭意検討を重ねておることは御了承の通りであります。併しながら、我が国の現状におきましては、直ちに勧告にあるような全面的な社会保障制度を行うことは、非常に困難な状態でありまして、又年金制度自体も厚生年金保険以外に船員保険、公務員の恩給制度、共済制度等が実施されておるが、これらをすべて統合するにつきましても、それらの歴史的経緯、利害等を異にしておりますので、現在直ちにこれを実施することは極めて困難であります。そこで今日の改正におきましては、勧告の趣旨に即ちする方向に向つて第一段階として、厚生年金保険の改正を企て、又船員保険との通算等も考慮したような次第であります。それから恩給制度にお触れになりましたが、恩給制度につきましては、人事院の勧告もあり、又これが改正は影響するところが非常に大きいので、政府といたしましては、今回内閣に設けますところの公務員制度調査会で十二分に検討した上で措置をいたしたいと考えております。

それから最後に、国民全般についての年金制度を考慮すべきではないかという御質問のように伺つたのであります。御質問の通り、各職年金制度がそれらの必要と沿革に基いて実施されておりますので、これを一挙に統合することは困難と考えられますが、将来漸次その統合を図ると共に、また保障制度の対象となつていないものに対しまして、年金制度を逐次及ぼして行くようにいたしたいと考えております。

(拍手)

〔国務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小笠原三九郎君) 郵便貯金の五分五厘で預託を受けつつ、六分五厘で運用して利ざやを稼いでいるのじやないかというような意味のお話がございましたが、実は郵便貯金は先ほども申しましたごとく、支払利子は三分七厘五毛であります。事務費が四分一厘一毛かかっているものであります。利子は七分八厘六毛余りかかっているものであります。従いまして、六分五厘にいたしましたも、実は郵便貯金のほうの赤字補填に使われている。こういうのであります。片方の厚生年金の特別会計の場合は、これは御存じの通り全額事務費は国庫負担になつてい

るので、郵便貯金の場合は普通の特別会計とはちよつと事情が違つたことを御了承願いたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣草壁隆國君登壇、拍手〕

○国務大臣(草壁隆國君) 脱退手当金についての御意見であります。私がさつき申上げたのは、脱退手当金というものは、いわゆる厚生年金保険法の本筋から考えると、サービスの意味を持つていふと申上げたのであります。厚生年金保険法の全体から考えますと、十分その職域において働いて、その働いたあとにおける、或いは働いていない間における障害その他の問題を、年金制度その他の制度によつて保険をやつて行こう。で、脱退というものは、むしろ厚生年金の本筋から申上げると喜ばしい現象ではないはずであります。そういう意味において申上げたのでございませう。

恩給法との比較において大変違つたやないかと。御尤もであります。お話の通りであります。恩給法は厚生年金保険法との建前が根本的に違つておりますから、そういう結果に相成つております。併し先ほどお話の恩給では四十歳開始というお話もございましたが、現在では若年停止であります。五十五歳になりまして初めて開始ということに相成るのであります。

五人未満の事業所を強制加入にもう少し努力すべきではないか。これは先ほど申上げましたように、現在任意加入で約十万人ありますから、この中にも相当数あるとは存じますが、併し強制加入とはおのずから違つて参つております。先ほど数字等も申上げたような五人未満の事業所の状態であり、且つ又突進並びに給与の体系、内容、すべてが大変複雑であり、把握しがたい状態でありますから、これはいろいろの方法で、もう少し組織等におきまして検討して、或る程度任意加入等におきまして、その準備期間等において、強制加入まで行くまでの間における準備期間等においてなし得る途もあろうと存じております。そういうような点も検討しながら進みたいと存じております。

定額制度を設けた根本的な理由に於いての御質問は、実に一千五百円を定額制としたのは、大変御機嫌を頂きまして私どもも思ひ切つてこの機会にいたしたのであります。それは国庫等における相当な負担をいたしておりますから、この比例報酬だけにいたしますと、高齢者には多額の国民の利益が集中し、少額所得者には少くなる。こういう点等を公平に分つ

という意味と、社会保障の最低保障という線を確保したいという意味から、定額制をとつたのであります。

最後に、ILOの關係につきましては、先に申上げた通りに、ILOの条約に示しております点まではなお及んでいないと存じております。

(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小坂善太郎君) お答え申し上げます。

社会保障の最低基準に關しまするILO条約は、御承知の通り医療、疾病、失業、老齢、業務災害、家族、母性、養育、遺族給付の九部門に亘つております。現在諸外国に行われておりますこれらの制度を網羅的に取入れました複雑龐大な条約でありまして、ILO事務局も、これらの基準をすべて満たすような国は余りないことを予想しまして、本条約の批准に當つては、すべての部の基準を充足する必要はない、三部門を充足すれば足るという極めて異例な規定を置いておるのであります。現在条約を批准している国はスウェーデン一カ国であります。我が国の社会保障制度の現状と本条約に規定せられました内容と比較い

たして見ますと、おおむねこのような批准のための必要条件を具備していると考えられますが、なお本条約の規定自体には、必ずしも明確でないところがあり、技術的ななお検討を要する点が少くありませんので、目下政府といたしましては、ILO事務局と連絡をとりつつ、本条約の全般に亘りまして詳細検討をいたしております際でございますが、できる限り早く検討を終りたいと考えております。

なお、未熟練労働者の標準賃金という点につきましては、お話でございませう。この未熟練労働者という語義それ自体が、非常に不明確であります。この点につきましても、実は今ILOの事務局に問合せをいたしております際でございます。御承知のように、この二十九年年度予算が成立して頂きますれば、その中にこの標準賃金に關する調査費目も入つておりますので、業種別、規模別、年齢別、性別、或いは地方別、學歷別、経験別といった、この各種の賃金の実態に關する調査をいたす考えでございます。その上で未熟練労働者の定義も、ILOの事務局で明快になりましたら、これについては、はつきりしたお答えを申上げることにはいたしたい

たいであります。

なお、先ほどもお話がありましたように、私もやはりこの零細な五人以下の使用人を使つておる事業所の従業員をどうして今回この改正の中に入れたかつたか、これを被保険者に加えたかつたということは、もうこれは私が先ほども御答弁がありましたけれども、どうもその答弁では、私も承知いたしにくい。成るほど、事業所の数におきまして全事業所の八二%を占めており、又従業員の数におきましても全従業員の三〇%を占めておるということは、もうすでに統計の示しておるところであるから、いろいろの事業に従事しております人たちの三割、事業所におきまして八割という、多数を占めておる零細な事業に従事しておる、而もその間大部分、少くとも半分以上が、農林の方面に關係しておるものであります。こういうことから考えますと、如何にこの方面の零細事業に従事しておられるところの人たちが社会保障の恩典に浴しておらないかという点であつて、而もこの人たちは大企業に従事員から比べると、給料が約半分であるのであります。平素から非常に安い賃金で働いておつて、而も働いても、老後の保障がないといふことであるから、これ

は国民としてどうしても考えてやらなければならぬ点であります。政府はそういうことを若し知つていながら、いつまでもこれをかまつてやらない、或いはこれを被保険者に加えてやらんといふような態度であつては、これは甚だ不親切であると言わなければなりません。

それから、先ほど老齢年金のお話であります。而も坑内従事者が今度は五十歳から五十五歳に延びた。それから一般には、五十五歳から六十歳に延びました。その説明として、先ほど大臣から、日本人の寿命が延びたというお話がありました。成るほど統計の示すところによりますという、最近日本人の寿命が延びております。併しそれが労働者も含めてのことではあります。けれども、特にこういうような坑内作業に従事しておる人たちの寿命が延びておるかといふことは少しも示されておらない。そういう点において、労働大臣はおられませんが、厚生大臣は確かな計数を持つておられるかどうか。少くともこの人たちの寿命が一般の日本人の寿命と同じように延びておるといふ証拠がない以上は、いち早く、まだ数年にしかならないところの

我が国の国民の寿命の統計によつて、直ちに五十五歳を六十歳まで延ばし、或いは坑内従業者を五十歳から五十五歳に延ばしたといふようなことは、少しこれは早すぎるのではないかと。即ち研究が足りないのではないかと。即ちうなことを考えるのであります。この点について厚生大臣は確かな数字があらになるならば、その数字をお示しを願いたい。

なお、時間がもう切れてしまひました。まだ二、三の質問を持つておるのでありましますけれども、もはや時間も参りましたのでありますから、ほかのことは委員会でも重ねて質問をしたいと思ふのであります。ただ一言だけ積立金の使用であります。これから約六十年経つといふと、というように説明があつたと思ふのであります。積立金のピークは、六十年ほど経つと連する。それからだん／＼下がるという傾向であるらしいのであります。そしてそれが二兆円にも達するといふことである。これの使用については、先ほど大蔵大臣からいろいろ御説明がありました。なお同僚議員からも御質問がありまして、五分五厘が五分七厘に過つておるはずであります。そうするとその二厘の行先はどうかつてお

るかといふことについては、先ほどの大蔵大臣の御説明は甚だ不明瞭であると思う。ただ事務費がかかつておるといふくらいでは納得ができない。その点については、今後はつきりとした用途が明示されなければならぬと思ふのであります。

それから先ほど同僚議員からも言われましたが、この金は労働者の積立てた金である。従つてそれでまあ五分五厘の二厘でありましても、少くともこの労働者に還元するような施設をされなければならぬ。今までは若干の労働者の家屋の建築に使われておる。これが二十五億だつたはずであります。それから病院が一つ建てられた。今、病院の計画につきましても御説明がありました。これらの金を全部合せましても三十億にしか足りない。積立金は七百八十九億にも達するといふのに、福利施設の貧弱なることは到底問題にならないのであります。これはどうしても政府が今後この方面にこれらの金を還元して、そして被保険者の福利増進を図られることを努めなければならぬ。その点におきまして、厚生大臣の今後の御計画を一つ伺いたいと思ふのであります。

時間が参りましたから、これで私の質問を終ります。

(拍手)

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小笠原三九郎君) 有馬さんにお答えいたしますが、さつきも申した通り、成るほど資金の運用部のコストは五分八厘四毛で運用利廻は六分四厘一毛になつておる表等をたしかお手許に差上げてあるので、そう思われるかと思ひますが、御承知のように、この主たる郵便貯金のほうの關係のコストは、実は先ほども申した通り、事務費を含めると七分八厘六毛にも付いておりますので、従つて一般會計その他からもこれを補充しておるというやうな事情にある。何ら利鞘を稼いでおるものではないといふことは御承知を願ふと思ひます。よくおわかりだと思ふのであります。ただ今後、もつと有用に運用する方法はないか。こういう点につきましては、大体資金運用部の資金の増大及び郵便にいたしましては、貯金額がだん／＼増大して参りますれば、事務費その他の負担も減ると、こういうことになつて参りますので、私ももでき得るだけ優良利廻りのほうに持つて参りたいと、この努力いたしておる次第でございます。

(拍手)

昭和二十九年四月二日 参議院會議録第二十八号 予算と予算に關係する法律案に關する緊急質問

五八六

〔國務大臣草壁隆國君登壇、拍手〕
○國務大臣(草壁隆國君) お話のよう

に、厚生年金保険法を実施いたしましたのが、昭和十七年の一月一日でございますから、相当な年数も経つて参つております。従いまして実はいろいろ／＼なその当時の経済情勢に応じて改正をし、検討をして参り、昭和十九年以來、六回その内容等をずつと変えて参りましたことは御承知の通りであります。昨年も相当改正いたしましたして御審議を頂いたのであります。が、今回はむしろ強制的というよりも、根本的な改正というのが、今回の全面改正となつて現われたのであります。従いまして相当思い切つた改正と、将来の財政に即応した方針をとつて参つた次第でございます。

更に、五人未満の事業所等について、もう一層検討を加えるべきものではないか。先ほども申し上げましたが、これらの五人未満の事業所の全体について検討をいたします場合に、そこに働いておられます雇用形態の問題、或いはその雇用者が老齢年金を受けるような長期的なものと、そうじゃないものと、その形態が誠に複雑であると存じます。賃金の形態から考えましても、さうな点が多く見られるのであります。殊にこの負担の問題に

つきまして、大体は雇用者と被雇用者との半々の負担にいたしております。関係等も考えまして、中小企業の経済に及ぼす影響等も相当検討して参らねばならないと存じております。これらの点につきまして、全体に五人未満の事業所につきまして、これらの点を総合した検討をしながら、この実施というものを考えて行かなければならないと存じまして、今回はそこまでの段取りに参らなれど次第でございます。併しなからこれらの点については、十分今後調査をいたして進めて参りたいと思つております。

老齢年金の年齢の引上げにつきまして、抗内夫の寿命の延長は、お話の通りに資料は只今持つております。ただこの全体を見ますと、イギリスのように相当徹底いたしましたところにおきまして、この給付開始の年齢が男子が六十五歳であり、女子が六十歳でございます。アメリカが両方とも六十五歳でございます。五十歳並びに五十五歳というのは、世界に私どもの承知いたしておりますところではないやうでございます。これはその国の年齢、寿命との関係も同様でございます。先ほど来申し上げました点等を考えま

て、今回五年間の延長をいたすという方法をとつた次第でございます。

以上を以て御了承を頂きたいと思ひます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) これにて、質疑通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後二時二十八分休憩

午後十一時十四分開議

○議長(河井彌八君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

○内村清次君 私はこの際、予算と予算に關係する法律案に關する緊急質問の動議を提出いたします。

○天田勝正君 私は、只今の内村君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 内村君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。内村清次君。

〔大臣何してゐる「政府はどうした」と呼ぶ者あり〕

〔内村清次君登壇、拍手〕

○内村清次君 私は、昭和二十九年度予算に關連いたしました政府の政治實

任について緊急質問をいたしたいのでございます。(拍手)

参議院は、昭和二十九年年度予算案に對しまして、三月三十一日以来自由党、改進黨、この兩党の不合理にして不法なる、強引なる審議打ち切りを排除いたしましたして、録風会及びその他野党各派と共に、議會運営の常道をふんで、その前提条件であります關係法律案の衆議院議決を政府及び衆議院に要求し、第二院たる参議院の正しき職責を果すべく強く反省を求めて来たのでございます。(拍手) それにもかかわ

らず今日まで何らの反省なく、正規の機關により合法的意思表示もなく、常套手段たる政治的陰謀に終始し、この重要な予算案について、地方財政上重大なる影響を及ぼす入場税の問題その他を未解決のまま、憲法第六十条を濫用し、衆議院の予算審議決定権に藉口して、予算案の自然成立を企図いたしましたのでございますが、かくのごときことは厳正なる議會運営を無視し、みづから努力すべき義務と責任を放棄し、その責任を参議院に転嫁せしめんとすることであり、誠に厳正なる議會政治に一大汚点を残すものであります。〔拍手〕斯くて承服しがたき暴挙と言わざるを得ないのでございます。即

ち憲法第六十条は、その条項の後段におきまして、「又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。」と謳つております。

即ち議決をしない、予算に對するところの議決をしないときもあり得るからして、この後段の条項を定めておるのであります。然らばこの議決をしないときは一体どういふときであるか。即ちこの問題はいろいろの事情が発生するでございましょう。併し今回のごとく予算案の前提条件が整わないときは、最も明白な理由でありまして、我々はこの前提条件につきましては十分整備をし、そうして審議を尽くして、政府に對しまして、その努力を要求して来たのでございますが、これを怠つたのが政府であり、而も衆議院におきましての予算の修正に對しまして、保守三派であるところのこの自由党、改進黨、日自党の諸君たちが、この参議院の厳正なる審議権に對しまして、〔政府出ていないじやないか、政府どうしたと稱する者あり〕耳を貸すことなくして、即ちこれを裏切り、そうしていわゆる審議権は参議院が今日まで守り通したのでございま

いたいでございます。とかく地方行政は現在の政府から冷遇にされております。憲法第八章に地方自治というものがあるが設けられまして、そうして民主政治の基礎として、各地方の公共団体を通じて地方の住民の福祉の観点からして、この地方自治が発展暢達することが必要でございしますが、現政府はいわゆる中央集権的に、地方分権を阻害をいたしております。私たちはよろしくこの機会におきまして、地方のこの暢達のため民主主義の基礎であるところの地方公共団体に対するところの地方行政の抜本的改革が必要であると考へておるのでございますが、政府はその地方の財源に對しまして、今回問題となつておりますような地方財源の三大支柱であるところのいわゆる事業税、入場税、遊興飲食税、こういうような支柱のほかに、国の財源をこれを地方に与えて、地方自治の発達と地方財源を充実にして行かなくちやならん實務があるのでありますが、政府のほうでは、事業税のほうはこれは何ら減税の問題も考へない。同時に又御承知のごとく、入場税はそのまま國のほうに持つて行く。遊興飲食税は地方に残す、こういうような片ちんばのこことをやつておりまして、そうしていわゆ

る地方財源の偏在は正という美名でございするが、こういう三脚の内の一脚をとり外すような処置が、どうしてこれが地方財源の是正と云われるでございまいしょうか。(拍手)私たちはこういうような問題に對しては、どこまでも自主財源の確保を要望いたして、国の財源を委譲することを要望いたしておるのであります。これに對するところの政府のお考えは一体どういふお考えであるか。衆議院におきますると、聞くところによりますれば、御承知のごとく、改進黨のほうにおきましては、この入場税に對しては、三派の協定を破つてそのまゝおくというふうなことを言つております。

自由党内部におきましては、その大半におきましても、本税はそのまゝおこなうてはならないというふうな議論が出ておるのであります。一体政府はどうするのであるか。この点を明確にして頂きたいのであります。

要するに政府は重大なる二十九年度予算提出に當りまして、猛烈なる関係業者の運動によつて、蚕糸課税の創設を引つ込め、繊維課税に改め、更には保守三党の政治取引の具に供して、未だ不明朗なるまゝに残されております。遊興飲食税然りであります。

○議長(河井彌八君) 内村君、時間が来ました。

○内村清次君(続) まさに政府は政策の一貫性もなくして、国策を誤まり、主権国民の福祉は眼中になくして……。

○議長(河井彌八君) 内村君、時間が来ました。

○内村清次君(続) ただ、党利党略に終始する結果が、かくのごとき破綻を来したものであると、私たちは考えるものでございします。

○議長(河井彌八君) 内村君、時間が来ました。

○内村清次君(続) 私は国民と共にこの非道なる事態を、いわゆる厳正公明なる議會運営を擁護する立場から、断乎として政府及び与党の非道を糾弾することを目的といたして、ここに質問をする次第でございします。(拍手)

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕
〔副総理はどうした「聞いていないじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し〕

○國務大臣(小笠原三九郎君) お答えいたします。

少し遅れましたので、只今要旨を伺つたので、その要旨に對してお答えを申上げます。

最初に、参議院は予算審議の前提として、予算関係法案に結論を得ることについて、政府に對して反省を求めておるが、政府は努力しなかつたではないか云々というお話がございましたが、政府があらゆる努力をいたしましたことは、これは皆さまがよく御承知のことと存じます。

更に、参議院は審議権を放棄したのではなく、予算審議の前提が欠けておることがその原因である。政府は予算の三派修正を呑み込んだが、その前提条件たる関係法案を通過せしめなかつたのは政府の無能を暴露したものである。こういうお話でございましたが、政府は三派協定が、これは皆さんも御承知のごとく、「知らんぞ」と呼ぶ者あり)はつきりと、これは予算總會で申してあります。はつきりと、この予算案を認める代りに、予算に伴う関係法案の通過に對して協力するとありますので、それに基いて全力を尽して来た次第でありまして、政府はこれについてもあらゆる努力をいたしておるとは申すまでもございせん。

予算の空白に對する政府の責任を問うというふうなことでありまして、三月三十一日にできなかったについて、四月一日は、暫定予算等で困るでは

ないかということでございます。これは私どもも、この二十九年度の予算が年度開始の四月一日に成立しないことは、國務の遂行に或る程度の支障を来たす次第でございまして、誠に遺憾に存じた次第であります。従いまして二十九年度予算のできませんなかつた関係上、國費を新たに支出する債務負担行為並びに現金の支出が不能なのでございしますけれども、實際問題として、前年度繰越予算の使用、又は郵便官署における繰越払制度等の運用によりまして、國債利子、恩給等の支払のごとくに國の義務に属する経費の支出には何ら支障なき方法を講ずることといたしておる次第であります。

更に入場税等関係法案の審議が遅れておるのは、政府の怠慢が今日の結果を来たしておるのではないかと云々といひましたが、これに關しては政府に對してもあらゆる手段を尽しておりまして、これは御了承下さつておることと存じて、これをお答えいたします。(拍手)

○相馬助治君 私はこの際、一般予算と関係法律案との関連に對する政府の態度に對しての緊急質問の動議を提出いたします。

○藤田達君 私は、只今の相馬助治君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 相馬君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。相馬助治君。

〔相馬助治君登壇、拍手〕
○相馬助治君 只今内村君は、政府關係の出席を待たずして、異例に属する質問を展開しましたことは、時間的考慮に基くところの寛大なるところの措置であることは勿論であります。これは一にかかつて政府の怠慢をおのづから暴露したものであることは論を待ちません。一体今晩は、如何なる晩であるか。当然關係は待機すべきである。(「そうだ」と呼ぶ者あり)一人も出て来ることができなかったことは、どういふわけであるかと我々はいぶからざるを得ない。ここに僅か二人の大臣が出ておるが、あとは一体病氣でありますか。それとも全部検事局にでも出頭しているのでしょうか。(拍手)憲法六十条の規定によりまして自然に予算が発効するという、前例を見ないこの事態、私があえて前例を見ないと申しますのは、第七国会において前例

ありと政府は強弁するのであります。が、当時は占領軍下におけるところの異例の措置であつたことは忘れてはならない。今晚は、まさに自由党の統制のたがひ、緑風会は、その主張とする是非の立場に立つて正論を強行いたしました。故に、結果的には遂に自然発効を見、政府の怠慢によつて参議院の審議権は奪われる結果を生んだことを我々は忘れてはならないのであります。(拍手)再開国会におきまして、緑風会の諸君に、現執行部である政府に大臣、次官を送るべきでない主張する諸君があつた。その主張をそのままに通過して、今日緑風会の健全なることは、参議院の審議権がかかる事態に立至つた際においても我々は喜ぶのでありますけれども、結果的には誠に不幸なるこの事態というものは、一にかかつて与党自由党乃至吉田内閣の責任であることを銘記しなければなりません。(拍手)吉田内閣成立以來すでに六年、平和条約締結以來二年を経過したにもかかわらず、外交においては民族の運命を担い、新日本の建設の気魄に欠け、秘密外交、屈辱外交、その都度外交に終始し、内政においては放漫政策に明け暮れて、今日、曾つて池田放言に現われた、貧乏人は食を食えと

いう思想を地で行つた予算を提案し、その予算も又三派修正なるものをいたし、而も今日においては入場税その他重要関係法案の審議これに伴わずし、吉田内閣の失政は今日極まれりといふべきであります。(拍手)而も不幸であつたことは参議院の青木委員長の態度であつた。併しながら、ここにおいて私はそれを責めることをいたしません。問題は、予算は法律の実体の上に積み重ねられるものであります。故に、この前提をなす法律の実体が整わないとするならば、その予算はまた空中楼阁と言わなければなりません。政府は予算と共に、その実体であるところの諸法案を提出した以上、飽くまで予算の通過と同様に、その法案の通過のために最善の努力を尽すべきであり、議院責任内閣においては、与党自由党の諸君も、これに必死の力をこめて協力しなければならぬことは論を待つまでもないと思ふのであります。(拍手)殊に今回の入場税関係二法案が、単に歳入の問題だけでなく、地方財政計画或いは国家財政、地方財政の調節という財政の根幹であつて、これが国会を通過しなければ財政の片手は折られたやうなものであり、かかる事態において、当然責任政治の名におく

ならば、吉田内閣は、その進退を考慮すべき段階であると言わざるを得ないのであります。(拍手)審議をしながら、たものは何ものであるかというが、とき、不特定な発言がなされておりましたが、何が故に審議ができなかつたか、私はその原因を問題にしておることを何とぞ御記憶願ひたい。(お互いに良心を持って)と呼ぶ者あり) 第一、本院の予算委員会においても絶対多数の力を以て、その見直しなくては予算の採決はできないと決定したではないか。内閣はこれに対する努力は表面的になすがごとくして、實際は放棄して今日に至り、参議院はそのために、遂に審議権を奪われるに至つたことは挙げて諸君の責任であると言わなければならぬ。(拍手)議院内閣では、飽くまで責任政治を建前としなければならぬと思ふが、一体内閣総理大臣は、この段階に処して如何なる見解を持つか。これが私の質問の第一点でございます。(総理大臣はいないぞ)と呼ぶ者あり)入場税移管が進捗しないというのは、一にかかつて自由党の党内事情であり、その統制が緩んだことを意味するのであります。それに對して内閣総理大臣であると共に自由党の總裁である吉田総理の所見如何。又これに対する決意如何、これを私は承わらなければならぬのであります。

又予算が二日間に亘つて空白となつたことは、挙げてこれは、野党の責任ではない。政府の政治力の弱さである。かような意味合いにおけるならば、当然暫定予算を以て、この二日間を処置するの用意がなければならなかつたはずであるが、これに対する吉田内閣の責任は一体如何であるか。この点を私は承わりたいと同時に、この予算空白の日の政府支払については、違法の疑いが相当にある。只今、内村君も指摘の通りでありますけれども、この空白支払を法的な立場から一体如何に相対的に考へておるか。この点を承わりたいのであります。 次に、補助金等の臨時特例に関する法律案であります。本法律案は、本予算と重大なる関係を持つていたものであります。教科書の給与打切りの問題は、憲法二十六条二項に定める義務教育無償の原則に従つて、政府がみずから提案したものであつたはずである、その教科書の給与を、当分の間停止するといふがごとき規定を一つの大きな法律の枠内において出し、而もこれが三月三十一日に衆議院を通過し

て本院に回付されておる。若しこの補助金等の臨時特例に関する法律案が成立を本院においてしなかつた場合には、一体政治責任を吉田内閣は如何にとらんとするものであるか。蔵相においてはこの支払増に對して、予備金流用を以て弁せんとするものであるか。或いは他の立法措置によらんとするものであるか。その点は明快なる答弁を要求するものであります。 而も次に、今回の入場税の国税移管は、今次予算の眼目をなすところの支柱の一つであつた。而も入場税による地方財政の調節は、義務教育国庫負担法が円滑に実施される前提をなしてあります。これが実現されなかつた場合において、国庫負担法の特例のごときものを出す用意ありや如何。この点を私は承わりたいと思ふのであります。 その他、私は種々なる問題を持つものであります。是非とも木村君をも登壇せしめ、その該博なる意見を聞きたいと存じますので、私の質問は、以上を以て終るものであります。(拍手) [國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手]

昭和二十九年四月二日 参議院會議録第二十八号 昭和二十九年度暫定予算に關する緊急質問

五九〇

○國務大臣(小笠原三九郎君) 予算が憲法第六十条により自然発効を見るに至つたことは誠に遺憾であると仰せられるのはその通りでございますけれども、併しこれは、どうも政府のほうといたしましては、全力を尽したが、御審議がなかつたので止むを得なかつたことと了承を願うほかないと存じております。

なお、予算と法案の通過に対して政府は力を尽さなかつたではないか。これは私も、全力を尽しておることは申すまでもないことでございますけれども、内閣は予算の作成や或いは提出権は持つておりますけれども、国会のほうにこれを議決される御権限がございまして、私もとしましては、ただ、全力を尽して皆様の御審議をお願いする以外になかつたのでございます。

○議長(河井彌八君) 木村君の動議に御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。木村彌八郎君。

○議長(河井彌八君) 木村君の動議に御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。木村彌八郎君。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。木村彌八郎君。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。木村彌八郎君。

うことを御了承願うほかないのでございます。なお、それらの繰越金等による支出につきまして、適法であることは申すまでもございません。

なお、補助金等の臨時特例に關する法律案が通らなかつた場合云々というお話がありましたが、この法案の性質に鑑みまして、すでに衆議院でも通つておりますし、参議院でも必ず通して頂けると確信しておる次第でございます。

その他いろいろお尋ねがございましたが、前にお答えいたしましたと同様でございます。(拍手)

○木村彌八郎君 私はこの際、昭和二十九年度暫定予算に關する緊急質問の動議を提出いたします。

○失禮三禮君 私は、只今の木村君の動議に賛成であります。

○議長(河井彌八君) 木村君の動議に御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。木村彌八郎君。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。木村彌八郎君。

只今大蔵大臣は、二つの理由を挙げ、この空白期間を生ぜしめたことに對して責任ないこと及びそれに対して措置をしたから影響はないということを言われました。併しながら大蔵大臣も御承知のように、この歳入は歳入予算と違ひまして、歳入予算は、予算自体によつて税金を取るわけでありませんで、歳入については税法によつて取るのであります。歳入予算は、歳入の予算がなければ、一銭一厘といえどもこれは支出することができないのであります。ところが、四月一日から恩給及び公債利子その他病院の支払、刑務所の食費その他は、予算がなければ絶対に支出することができないのであります。先ほど大蔵大臣は、二十八年度の繰越金及び郵政官署の繰替払戻金、そういうものによつて国債の利払、恩給の支払等をやると言われましたが、これは明らかに財政法違反です。(「そうだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) そういうことによつて支障がないと言われましたが、成るほど払つて、支障はないかも知れませんが、明らかにこれは財政法違反です。大蔵大臣は何を根拠にしてこの利払及び恩給の支払を行なつたか。一応支障のなかつたことは結構ではあるが、

併しながら財政法に違反しておることは明らかであります。何を根拠にして大蔵大臣は支払えるか。私はその論拠を明快にして頂きたい。重大なる財政法違反です。

更に又、これで政府が予算の空白期間を生ぜしめたことは二回であります。昭和二十五年におきましても三日間予算の空白を生ぜしめたが、このときには池田大蔵大臣が三日間の暫定予算を組んでGHQにOKをもらいに行きました。マーカット少将にOKをもらうことができなかった。そこで無理に三日間の空白を生ぜしめた後に、強引に国会に議決せしめた。従つてその当時は、占領下であり、一応暫定予算は組んだ。組んでOKをもらいに行つたが、このOKを得られなかつた事情にありますが、今度はそれは全く事情が違ひます。而も暫定予算は前から組んではいけないというのではないのです。これは財政法三十条によつて認められる。それはなぜ認められるかと言へば、憲法第六十条によつて参議院は予算を議決しないことも認められておるからこそ、財政法三十条によつて暫定予算の措置があるのです。(「わかつたか」と呼ぶ者あり) なぜこの措置を政府は講じなかつたか。而も入場税法

案及び入場税と税法案は、最初から難航することはわかつていたのであり、而も途中からこんなに難航するに至つたのは、緒方副総理がいわゆる保守合同論を持ち出したから、日本自由党及び改進黨がへそを曲けて、ます／＼これが衆議院を通過することができなくなつたことは御承知の通りであります。(拍手) 従つてこの責任は副総理にあるのであります。そのために衆議院通過が困難になつてゐるのです。そういう事情からこれが困難になり出したのは、もう一週間ぐらい前のことなんです。十日ぐらい前のことなんです。当然三月三十一日にこれが上らないということは予想されておるのであります。なぜそのときに、暫定予算のことを考えないか。青木予算委員長に對して、暫定予算のことをなぜ考慮しないかというのを私は質したのであります。そういうことになると思つたからあらかじめ質した。それに対して、何ら青木委員長も政府にこれを促すところがない。このようなことは、前古未嘗有のことである。又このようにこの責任を明らかにしなければならぬ。こんな醜態なことはいわねえんです。従つて私は政府に對して、何を

根拠にして四月一日、二日間のこの支払を行なつたか。これは明らかに財政法違反、緒方副総理及び大蔵大臣の明確なる御答弁を要求いたします。

(拍手)

〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○国務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたします。

私が保守合同論を申しましたことは、何ら入場税法の審議を妨げておりません。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小笠原三九郎君) 先ほども御答弁申し上げたごとく、二十九年に属する分は、これは新たに支出する債務負担行為でありますし、現金の支払が不能であるから、それは一切しておらん。それが不自由であつたということとを先ほど申し上げたのであります。ただ二十八年度分につきましては、四月一日、二日に来るものがあるが、それについては、繰越金でやるのは当然のことである。こう申上げた次第でありまして、何ら財政法に違反するものではないでございます。(拍手)

〔木村福八郎君登壇、拍手〕

○議長(河井彌八君) 木村福八郎君。

〔木村福八郎君登壇、拍手〕

○木村福八郎君 二十八年度の分について支払うのは当り前のことです。四月一日、二日の分を、若し支払われないとしたならば、支払わなかつた責任はどうするか。この点を再び伺います。

〔国務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小笠原三九郎君) お答えいたします。

恩給等のごとく郵便局の繰替で行くべきものは、これで処理いたしております。(再質問々々々) 副総理答弁答弁と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○議長(河井彌八君) 次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

(拍手)

午後十二時散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 厚生年金保険法案

(趣旨説明)

一、予算と予算に關係する法律案に關する緊急質問

一、一般予算と關係法律案との関連に關する政府の態度について緊急質問

一、昭和二十九年年度暫定予算に關する緊急質問

議員

河野 謙三君	佐藤 尚武君	青柳 秀夫君	高野 一夫君
小林 武治君	小林 政夫君	西川 弥平治君	石井 桂君
岸 良一君	北勝 太郎君	井上 清一君	関根 久藏君
加藤 正人君	片柳 眞吉君	川口 爲之助君	酒井 利雄君
梶原 茂嘉君	楠見 義男君	劍木 幸弘君	森田 豊壽君
柏木 庫治君	奥むめお君	谷口 弥三郎君	宮本 邦彦君
井野 碩哉君	石黒 忠篤君	長谷山 行毅君	宮田 重文君
飯島 連次郎君	加賀山 之雄君	滝井 治三郎君	田中 啓一君
赤木 正雄君	山川 良一君	大矢 半次郎君	石川 榮一君
森 八三一君	森田 義衛君	岡崎 眞一君	愛知 發一君
三木 與吉郎君	三浦 辰雄君	石原 幹市郎君	植竹 春彦君
前田 稔君	廣瀬 久忠君	岡田 信次君	松岡 平市君
後藤 文夫君	野田 俊作君	大谷 登瀛君	團 伊能君
西田 隆男君	中山 福藏君	一松 政二君	西郷 吉之助君
豊田 雅孝君	常岡 一郎君	中川 幸平君	北村 一男君
土田 國太郎君	田村 文吉君	左藤 義詮君	寺尾 豊君
館 哲二君	竹下 豊次君	中山 壽彦君	中川 以良君
高橋 道男君	杉山 昌作君	山縣 勝見君	吉野 信次君
高瀬 莊太郎君	新谷 寅三郎君	大屋 晋三君	津島 壽一君
島村 軍次君	白井 勇君	大野 秀次郎君	小瀧 彬君
横川 信夫君	深水 六郎君	古池 信三君	伊能 繁次郎君
木村 守江君	安井 謙君	榎原 亨君	大谷 賢雄君

入交 太藏君	高橋 進太郎君	松平 勇雄君	永岡 光治君
青山 正一君	秋山 俊一郎君	加藤 武徳君	上原 正吉君
藤野 繁雄君	石村 幸作君	郡 祐一君	山本 米治君
藤原 繁雄君	小澤 久太郎君	小野 義夫君	三輪 貞治君
藤原 繁雄君	木内 四郎君	平井 太郎君	川村 松助君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	堀 末治君	白波 彌米吉君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	池田 幸右衛門君	島津 忠彦君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	湯山 勇君	大和 與一君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	小林 英三君	泉山 三六君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	黒川 武雄君	石坂 豊一君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	岩沢 忠恭君	内村 清次君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	秋山 長造君	阿具根 登君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	海野 三朗君	山口 重彦君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	大倉 精一君	河合 義一君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	岡 三郎君	龜田 得治君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	永井 純一郎君	近藤 信一君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	竹中 勝男君	清澤 俊英君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	成瀬 勝治君	小林 亦治君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	佐多 忠隆君	重盛 壽治君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	江田 三郎君	小林 孝平君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	久保 等君	堂森 芳夫君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	田畑 金光君	高田 なほ子君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	安部 キミ子君	矢嶋 三義君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	藤田 進君	岡田 宗司君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	田中 一君	戸叶 武君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	栗山 良夫君	吉田 法晴君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	藤原 道子君	小笠原 三男君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	菊川 孝夫君	若木 勝藏君
藤原 繁雄君	石村 幸作君	山田 節男君	天田 勝正君

昭和二十九年四月二日 参議院會議録第二十八号

松本治一郎君	中田 吉雄君
三橋八次郎君	千葉 信君
羽生 三七君	荒木正三郎君
三木 治朗君	曾祿 益君
山下 義信君	市川 房枝君
東 隆君	野本 品吉君
三浦 義男君	松永 義雄君
石川 清一君	最上 英子君
三好 英之君	松浦 清一君
赤松 常子君	深川タマエ君
武藤 常介君	寺本 廣作君
平林 太二君	入木 秀次君
加藤シヅエ君	井村 徳二君
紅露 みつ君	入木 幸吉君
鈴木 一君	加瀬 完君
千田 正君	松澤 兼人君
上條 愛一君	有馬 英二君
堀木 鎌三君	笹森 順造君
菊田 七平君	長谷部ひろ君
木村禧八郎君	相馬 助治君
村尾 重雄君	棚橋 小虎君
鶴見 祐輔君	一松 定吉君
苦米地義三君	羽仁 五郎君
大山 郁夫君	

國務大臣

大藏大臣	小笠原三九郎君
厚生大臣	草葉 隆圓君
郵政大臣	塚田十一郎君
労働大臣	小坂善太郎君

國務大臣 緒方 竹虎君

政府委員

自治庁長官官房行政部長 小林与三次君

大蔵省主計局長 森永貞一郎君

大蔵省理財局長 阪田 泰二君

厚生省保険局長 久下 勝次君

昭和二十九年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十五円
送料別

発行所

東京市新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段三三三三
郵便東京一九〇〇〇官報課